

平成30年7月豪雨  
非常災害対策本部会議（第11回）

議 事 次 第

日時：平成30年7月22日（日）9:00～

場所：官邸4階大会議室

1. 開会 【内閣官房長官】
2. 被害状況等報告 【内閣危機管理監】
3. 各省庁の対応状況について 【各省大臣等】
4. 内閣総理大臣発言 【内閣総理大臣】
5. 閉会 【内閣官房長官】

平成30年7月豪雨による被害状況及び消防機関等  
の対応状況について（第39報）【概要版】

平成30年7月22日（日）5時45分  
消 防 庁 災 害 対 策 本 部

1 被害状況

<人的被害>

- ・死者 219 名（岡山県 61 名、広島県 107 名、愛媛県 26 名ほか）
- ・行方不明者 10 名（岡山県 3 名、広島県 7 名）
- ※そのほか、連絡がとれない者の情報有り

<住家被害>

- ・全壊 2,989 棟（岡山県 2,472 棟、広島県 354 棟、愛媛県 35 棟ほか）
- ・半壊 1,283 棟（岡山県 336 棟、広島県 495 棟、愛媛県 178 棟ほか）等

2 避難指示（緊急）等の状況（21日20時00分現在）

- ・岡山県 避難指示（緊急） 約9千世帯、約2万3千名  
避難勧告 なし
- ・広島県 避難指示（緊急）及び避難勧告等あわせて  
約4万世帯、約9万名
- ・愛媛県 避難指示（緊急） 140世帯、309名  
避難勧告 15世帯、45名 等

3 避難所の状況（21日20時00分現在）

- ・避難所数 220箇所  
（岡山県 77箇所、広島県 77箇所、愛媛県 42箇所ほか）
- ・避難者数 4,439名  
（岡山県 2,751名、広島県 1,207名、愛媛県 402名ほか）

4 緊急消防援助隊の活動

- ・これまでに23都府県から延べ約2,700隊11,000名、ヘリ201機  
が出動し、計371名を救助
- ・昨日（21日）の主な動きは、  
広島県で陸上大隊（京都、大阪、鳥取、徳島及び香川）が活動 等

## 6 総務省

平成 30 年 7 月 22 日(日)05:00現在

総 務 省

### 平成 30 年 7 月豪雨による被害状況等について（第 39 報）【概要版】

#### I 被害状況

※携帯主要 2 社は、提供エリアが今回の災害前と同水準まで復旧。  
他の主要 1 社は、愛媛県の山間部の一部を除き復旧。  
支障が残る一部のエリアには、移動基地局の配置や基地局への回線を増強。

- 1 通信関係（→P 3）  
＜固定電話・インターネット＞  
NTT 西日本：2 市（岡山県倉敷市、愛媛県大洲市）の一部の回線が不通  
※約 8,060 回線  
＜携帯電話＞  
NTT ドコモ：2 市（愛媛県西予市、大洲市）の一部のエリアに支障あり  
※31局停波  
KDDI (au)：サービスエリアに支障なし ※11局停波  
ソフトバンク：サービスエリアに支障なし ※27局停波  
＜防災行政無線＞  
県防災行政無線：被害なし  
市町村防災行政無線：愛媛県大洲市
- 2 放送関係（→P 4）  
＜地上波（テレビ・ラジオ）＞復旧済  
＜ケーブルテレビ＞5 事業者で停波中
- 3 郵便関係（→P 7）  
＜窓口関係＞33 の郵便局が窓口業務を停止  
＜配達関係＞17 拠点で配達不能及び取集不能が発生

#### II 支援状況

- 1 被災市町村に対する人的支援の状況（→P 8）  
＜対口支援団体の派遣状況＞被災 18 市町に対し、27 都道県市から 473 名を派遣  
＜災害マネジメント総括支援員の派遣状況＞  
被災 6 市町に対し、6 県市から災害マネジメント総括支援員を派遣
- 2 避難所支援（→P 14）
  - ・NTT ドコモ：マルチチャージャー 91 台、Wi-Fi 93 台
  - ・KDDI：充電 BOX 87 台、Wi-Fi 77 台
  - ・ソフトバンク：マルチ充電 BOX 112 台、Wi-Fi 31 台、PHS 22 台、携帯電話 8 台
  - ・NHK：テレビ 57 台（52 箇所）
  - ・放送事業者・メーカー等（中国放送、山陽放送、ニッポン放送、パナソニック、ソニー、東芝、J E I T A 等）：ポータブルラジオ 974 台
- 3 その他  
＜臨時災害放送局（FM）の開設＞（→P 8）  
（7 月 20 日（金）～）広島県坂町が総務省所有の機器を活用し、放送開始（19 日（木）、同町から免許申請。同日免許）  
＜特定非常災害の指定に伴う行政手続の特例に関する措置＞（→P 14）  
（7 月 21 日時点）有効期間が延長される許認可等：運転免許、犯罪被害者等給付金申請、要介護認定、飲食店営業等許可、動物医薬品販売業許可、マンション管理業者登録許可等 158 件

## 6 総務省

# 6 総務省

平成 30 年 7 月 22 日(日)05:00現在

総 務 省

## 平成 30 年 7 月豪雨による被害状況等について（第 39 報）

※ 第 2 報までは「雨竜川（北海道）の氾濫等に係る被害状況等について」、第 18 報までは「平成 30 年台風第 7 号及び前線等による被害状況等について」として報告

### I 被害状況

#### 1. 通信関係

	事業者（サービス名）	被害状況等
固定 (注 1)	NTT 東日本	被害なし。
	NTT 西日本	2 市町村（岡山県 倉敷市、愛媛県 大洲市）の一部の回線が不通。 ※合計約 8,170 回線 (内訳) ・岡山県： 真備 ビルに收容される加入電話等：約 3,100 回線、 フレッツ光等：約 2,900 回線、専用線等：約 60 回線 ・愛媛県： 八多喜 ビルに收容される加入電話等：約 1,100 回線、 フレッツ光等：約 450 回線、専用線等：約 20 回線 伊予 森山 ビルに收容される加入電話等：約 510 回線、 専用線等：約 30 回線
	NTT コミュニケーションズ	復旧済み。
	KDDI	1 市町村（岡山県 倉敷市）の一部の回線が不通。 ※岡山県：963 回線
	ソフトバンク	1 市町村（岡山県 倉敷市）の一部の ADSL 回線が不通。 ※岡山県：199 回線
携帯電話等 (注 2)	NTT ドコモ	2 市町村（愛媛県 西予市、大洲市）の一部にエリア支障あり。 ※役場エリアについては支障なし。 ※合計 34→31 局停波（愛媛県以外の府県においては、停波局はあるがエリア支障なし。） (内訳) 京都府 3 局、兵庫県 1 局、広島県 23→22 局、岡山県 3→1 局、山口県 1 局、愛媛県 3 局
	KDDI (au)	サービスエリアに支障なし。 ※合計 16→11 局停波 (内訳) 岡山県 4→3 局、広島県 8→5 局、愛媛県 1→0 局、高知県 3 局

## 6 総務省

ソフトバンク	<p><b>【携帯】</b> サービスエリアに支障なし。 ※合計 33→27局停波 (内訳) 京都府 1局、兵庫県 8局、岡山県 3局、広島県 13→9局、愛媛県 6→4局、高知県 1局、福岡県 1局</p> <p><b>【PHS】</b> 復旧済</p>
UQ コミュニケーションズ	<p>2→1市町村（広島県 <sup>ひろしまし</sup>広島市（復旧済み）、<sup>ひがしひろしまし</sup>東広島市）の一部にエリア支障あり。 ※役場エリアについては支障なし。 ※合計 2→3局停波 (内訳) 広島県 2→3局</p>
ワイヤレスティブ ランニング	<p>2市町村（岡山県 <sup>くらしきし</sup>倉敷市、<sup>あかいはし</sup>赤磐市）の一部にエリア支障あり。 ※役場エリアについては支障なし。 ※合計 23局停波（岡山県以外の県においては、停波局はあるがエリア支障なし。） (内訳) 山口県 1局、岡山県 14局、広島県 3局、愛媛県 2局、高知県 1局、福岡県 2局</p>

### ○主な原因は伝送路断

(注1) 事業者が把握可能な範囲の情報を記載

(注2) 携帯電話等事業者が設置している基地局数は各社で異なり、停波中の基地局数は、サービス影響の規模を直接表すものではない

(注3) 応急復旧により回復しているエリアを含む。

#### <防災行政無線>

##### ○県防災行政無線

被害なし

##### ○市町村防災行政無線（同報系）

- ・広島県福山市：復旧済
- ・愛媛県大洲市：拡声子局が15局停止中
- ・その他の市町村：被害なし

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載

## 2. 放送関係

### <地上波（テレビ）>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
広島県 <sup>あきたかたし</sup> 安芸高田市 高宮町（高宮栃林ミニサテ局）	NHK、民放	水没	36	復旧済

## 6 総務省

岡山県・香川県	山陽放送	キー局（TBS）からの回線断	県内全域	復旧済
愛媛県	南海放送	停電	約 5,800	復旧済
	テレビ愛媛	停電	約 5,800	復旧済
	あいテレビ	キー局（TBS）からの回線断	県内全域	復旧済

### <地上波（ラジオ）>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
愛媛県	南海放送（FM補完局）	停電	約 13,360	復旧済

### <ケーブルテレビ>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状	
福井県 福井市	福井ケーブルテレビ	土砂崩れ	30	復旧済	
長野県 王滝村	木曾広域連合	ケーブル断線	10	■停波中 (7/8~)	
岐阜県 関市	シーシーエヌ	河川氾濫による電柱倒壊	30	仮復旧済	
京都府	宇治田原町	ケイ・オプティコム	土砂崩れ	4	復旧済
	舞鶴市	ケイ・オプティコム	ケーブル断線	8	復旧済
	亀岡市	ケイ・オプティコム	土砂崩れ	10	復旧済
大阪府 能勢町	ケイ・オプティコム	土砂崩れ	2	復旧済	
兵庫県	香美町	ケイ・オプティコム	ケーブル断線	11	復旧済
	養父市	ケイ・オプティコム	土砂崩れ	157	復旧済
	南あわじ市	南あわじ市	強風によるケーブル断線	1	復旧済
岡山県	倉敷市	倉敷ケーブルテレビ	ヘッドエンド局舎水没	3,549	復旧済
	岡山市、井原市高屋町、倉敷市、真備町	スカパーJSAT	収容局への浸水	68	■停波中 (7/6~)
	美咲町	美咲町	ケーブル断線	約 1,000	復旧済
	岡山市	岡山ネットワーク	停電	210	復旧済
広島県	広島市	ちゅピCOMふれあい	停電、ケーブル断線等	2,094	復旧済
	尾道市	ちゅピCOMおのみち	ケーブル断線	2,605	復旧済
	東広島市	東広島ケーブルメディア	ケーブル断線	約 2,500	復旧済
	三原市、世羅町	三原テレビ放送	土砂崩れ	約 2,700	復旧済
	三原市 大和町	三原テレビ放送	土砂崩れによる回線断	約 1,400	復旧済
	三原市 本郷町	三原テレビ放送	シェルター水没、停電、ケー	約 1,500	仮復旧済

## 6 総務省

	南方地区、船木地区		ブル断線		
	ふくやまし 福山市	スカパーJSAT	ケーブル断線	1,647	復旧済
	くれし 呉市	スカパーJSAT	ケーブル断線	293	復旧済
	くれ 呉市	ちゅぴCOMひろしま	ケーブル断線	233	復旧済
	たけはらし 竹原市	たけはらケーブルネットワーク	ケーブル断線	47	復旧済
山口県	やまぐちし 山口市	山口ケーブルビジョン	土砂崩れ	2	■停波中 (7/6~)
	しゅうなんし 周南市	シティーケーブル周南	土砂崩れ	70	復旧済
	いわくにし 岩国市 周東町 川越地区	アイ・キャン	土砂崩れ	50	仮復旧済
	いわくにし 岩国市 周東町 樋余地	アイ・キャン	バッテリー枯渇	約50	仮復旧済
	やないし 柳井市	周防ケーブルネット	ヘッドエンド設備故障	約400	復旧済
徳島県	みよしし 三好市	池田ケーブルネットワーク	ケーブル断線	146	復旧済
香川県	さかいでし 坂出市	香川テレビ放送網	土砂崩れ	250	復旧済
	ことひらちよう 琴平町	中讃ケーブルビジョン	倒木による断線	1	復旧済
愛媛県	せいよし 西予市	西予CATV	土砂崩れ	3,973	■停波中 (7/7~) 一部復旧 (残り約 100世帯)
	いかたちよう 伊方町	はっせい 八西CATV	土砂崩れ	74	復旧済
	おおずし 大洲市、 うちこちよう 内子町	ケーブルネットワーク西瀬戸	停電	4,407	復旧済
	いまばりし 今治市	今治CATV	ケーブル断線	6	復旧済
	うわじまし 宇和島市	宇和島市	土砂崩れによる ケーブル断	232	復旧済
高知県	全域	アイキャスト	ネットワーク設備故障	4,708	復旧済
	すくもし 宿毛市、 おおつきちよう 大月町	西南地域ネットワーク	土砂崩れ、伝送 路設備故障	121	復旧済み
	しまんとちよう 四万十町	四万十町	降雨減衰	8,570	復旧済
	くろしおちよう 黒潮町	黒潮町	降雨減衰	2,297	復旧済
	すさきし 須崎市、 とさし 土佐市、 なかとさちよう 中土佐町	よさこいケーブルネット	ケーブル断線	約400	復旧済
	こうなんし 香南市	香南施設農業協同組合	土砂崩れ	5	■停波中 (7/6~)
大分県	きつきし 杵築市	杵築市	停電	5,880	復旧済

## 6 総務省

### <コミュニティ放送>

地域		事業者名	原因	影響世帯数	現状
京都府	あやべし 綾部市	エフエムあやべ	停電による接触不良	8,496	復旧済
広島県	ふくやまし 福山市	エフエムふくやま	停電	約 100,000	復旧済
高知県	こうちし 高知市	高知シティエフエムラジオ放送	送信所と演奏所間の回線異常	105,458	復旧済
長崎県	させぼし 佐世保市	FMさせぼ	ブレーカー故障	71,192	復旧済
鹿児島県	あいらし 始良市	あいらFM	電力会社の設備不具合による停電	約 30,000	復旧済

### <衛星放送>

被害情報なし

### 3. 郵便関係

#### <窓口関係>

・33の郵便局が窓口業務を休止（岐阜県1局、島根県2局、岡山県11局、広島県12局、山口県1局、愛媛県3局、福岡県3局）

※累計149局休止：北海道2局、山梨県5局、岐阜県6局、三重県1局、京都府26局、滋賀県1局、大阪府5局、兵庫県3局、和歌山県2局、鳥取県1局、島根県2局、岡山県15局、広島県35局、山口県1局、徳島県1局、愛媛県7局、高知県11局、福岡県22局、鹿児島県3局

#### <配達関係>

- ・交通規制等により、西日本地域で引受・配達となる郵便物等の配達が遅延
- ・17拠点で配達不能及び取集不能が発生。
- ・特に大幅な遅れが見込まれる地域宛ての生もの等について、お客様に差出を控えるよう日本郵便が呼びかけ。

## II 総務省の対応状況

- 7月3日(火)8時45分、大臣官房総務課長を長とする災害警戒室を設置。
- 北海道災害対策連絡本部へリエゾンを派遣（北海道総合通信局 部長級1名）。
- 7月6日(金)17時10分、災害警戒室を大臣官房長を長とする総務省災害対策本部へ改組。
- 7月7日(土)京都府災害対策本部、兵庫県災害警戒本部及び岡山県災害対策本部へリエゾンを派遣（近畿総合通信局及び中国総合通信局 部長級・課長級等 計4名）
- 7月7日(土)総務大臣出席により総務省災害関係局長会議（第1回）開催
- 7月8日(日)8時00分、総務省災害対策本部を総務大臣を長とする総務省非常災害対策本部へ改組。
- 7月8日(日)総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議（第1回）開催
- 7月8日(日)愛媛県災害対策本部へリエゾンを派遣（四国総合通信局 部長級1名・課長級1名）
- 7月9日(月)総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議（第2回）開催
- 7月10日(火)総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議（第3回）開催
- 7月10日(火)広島県災害対策本部へリエゾンを派遣（中国総合通信局 課長級1名）
- 7月12日(木)総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議（第4回）開催
- 7月13日(金)総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議（第5回）開催

## 6 総務省

- 7月14日(土) 総務省非常災害対策本部会議(第6回)開催(※メール開催)
  - 7月15日(日) 総務省・被災者支援関係者打合せ(大臣官房長、関係局主管課長等出席)開催
  - 7月15日(日) 総務省非常災害対策本部会議(第7回)開催(※メール開催)
  - 7月16日(月) 総務省非常災害対策本部会議(第8回)開催(※メール開催)
  - 7月17日(火) 総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議(第9回)開催
- 無線局に関する取扱の状況
- <電波利用料>
- ・ 7月8日(日)、災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
  - ・ 7月9日(月)、災害救助法の適用区域が拡大し、新たに適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
  - ・ 7月13日(金)、災害救助法の適用区域が拡大し、新たに適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
  - ・ 7月17日(火)、災害救助法の適用区域が更に拡大し、新たに適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
  - ・ 7月20日(金)、災害救助法の適用区域が更に拡大し、新たに適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- <無線局開設>
- ・ 7月13日(金)に、広島県熊野町から臨時災害放送局(FM)の開設の申請があり、同日免許。熊野町において、中国総合通信局所有の機器を活用し、開設(送信所設置場所:同町役場)。7月14日(土)に放送開始。
  - ・ 7月19日(木)に、広島県坂町から臨時災害放送局(FM)の開設の申請があり、同日免許。坂町において、信越総合通信局及び九州総合通信局所有の機器を活用し、開設(送信所設置場所:同町役場及び小屋浦ふれあいセンター)。7月20日(金)に放送開始。
- 携帯電話不正利用防止法が義務づける契約の相手方の本人確認について、被災で本人確認書類を喪失したために、本人であることを確認できる書類がない場合にも被災者が携帯電話の契約等を行えるよう、省令改正。
- 7月17日(火)付で、被災者に対する地方税の減免措置等について、自治税務局長通知を发出。
- 被災市町村に対する人的支援の状況
- ・ 7月7日(土)「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、被災府県及び被災地域ブロック幹事県並びに関係団体と連絡を取り合い、人的支援に関する情報収集を開始。
  - ・ 7月8日(日)現地での応援職員の要否等に係る詳細な情報収集のため、職員を広島県庁、愛媛県庁、岡山県庁へ派遣。
  - ・ 7月9日(月)広島県において、関係団体と応援職員派遣の調整に関する「現地調整会議」を実施し、応援職員の派遣調整を開始。

## 6 総務省

### <対口支援団体派遣状況>

・被災18市町に対し、27都道県市から473名を派遣

被災県	被災市町村	対口支援団体	派遣人数 (21日時点)	主な業務内容
岡山県	おかやまし 岡山市	横浜市	18名	罹災証明交付業務(調査)、 本部リエゾン
	くらしきし 倉敷市	東京都	85名	罹災証明交付業務(調査)、 避難所運営等
		埼玉県	24名	罹災証明書交付業務(調査)、 避難所運営、物資拠点運営
		福岡市	3名	罹災証明書交付業務(調査)
		新潟県	34名	罹災証明書交付業務(調査)等
	そうじゃし 総社市	仙台市	16名	罹災証明交付業務(受付・交付、 調査)、災害対策本部運営支援等
		新潟市	23名	避難所運営、災害対策本部運営 支援
	たかはしし 高梁市	神奈川県	10名	罹災証明交付業務(受付・交付)、 支援物資仕分業務等
	やかげちよう 矢掛町	千葉県	※20日に一旦帰庁。 23日より再度派遣予定。	
小計	5団体	9団体	213名	
広島県	くれし 呉市	静岡県	22名	罹災証明交付業務(調査)等
	たけはらし 竹原市	浜松市	14名	罹災証明交付業務(調査)、 避難者のニーズ調査等
	みはらし 三原市	名古屋市	23名	罹災証明交付業務(受付・交付、 調査)、連絡調整員
	おのみちし 尾道市	長野県	6名	災害査定に向けた技術的助言等
	ふちゆうし 府中市	宮城県	30名	罹災証明交付業務(受付・交付、 調査)、災害対策本部運営支援等

## 6 総務省

	ひがしひろしまし 東広島市	愛知県	<u>12名</u>	罹災証明交付業務（調査）、 本部リエゾン
	あき 安芸  たかたし 高田市	北海道	3名	罹災証明交付業務（調査）
	えたじまし 江田島市	石川県	<u>6名</u>	災害対策本部運営支援等
	かいたちよう 海田町	富山県	10名	罹災証明交付業務（受付・交付、 調査）、災害対策本部運営支援等
		茨城県	11名	罹災証明交付業務（調査）
	くまのちよう 熊野町	三重県	<u>19名</u>	罹災証明交付業務（調査）、 避難所運営等
	さかちよう 坂町	川崎市	<u>9名</u>	罹災証明交付業務（調査）等
		千葉市	2名	災害対策本部運営支援
小計	11団体	13団体	<u>167名</u>	
愛媛県	うわじまし 宇和島市	徳島県	<u>15名</u>	避難所運営等
		大分県	<u>15名</u>	給水補助業務
		福岡県	22名	避難所運営、行政窓口等
		熊本県	2名	罹災証明業務に係る先遣隊
	おおずし 大洲市	香川県	14名	罹災証明交付業務（受付・交付）、 災害対策本部運営支援
	せいよし 西予市	熊本市	<u>25名</u>	罹災証明交付業務（調査）、 避難所運営等
小計	3団体	6団体	<u>93名</u>	

※1 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく派遣を記載。

※2 対口支援団体の都道府県は、区域内の市区町村とともに一体的支援を行う。

## 6 総務省

### <災害マネジメント総括支援員の派遣状況>

- ・ 7月21日（土）現在、被災6市町に対し、6県市から災害マネジメント総括支援員を派遣。

被災県	被災市町村	派遣団体	派遣時期
岡山県	くらしきし 倉敷市	熊本市	7月8日～7月12日
広島県	くれし 呉市	兵庫県	7月9日～7月19日
		静岡県	7月20日～
	たけはらし 竹原市	浜松市	7月9日～7月14日
	ふちゅうし 府中市	宮城県	7月13日～
	えだじまし 江田島市	石川県	7月10日～7月15日
	かいたちょう 海田町	富山県	7月13日～7月19日
		川崎市	7月8日～7月17日
愛媛県	さかちょう 坂町	千葉市	7月20日～
		徳島県	7月9日～
	うわじまし 宇和島市	東京都	7月10日～7月15日
		香川県	7月14日～
せいよし 西予市	横浜市	7月9日～7月20日	
	熊本市	7月21日～	

※1 浜松市及び石川県は、対口支援団体としての支援は継続。

※2 倉敷市へ派遣された熊本市の災害マネジメント総括支援員は、対口支援団体への引き継ぎを終え、帰還。

※3 呉市、坂町、大洲市、西予市へ派遣された災害マネジメント総括支援員は、別団体の災害マネジメント総括支援員への引き継ぎを終え、帰還。

- ・ その他、関西広域連合の対応としては次のとおり。

(1) 支援体制

「広域連合災害対策支援本部」を設置し、支援

(2) 支援先

被害が大きい岡山県、広島県、愛媛県を支援

## 6 総務省

### (3) 支援方法

構成団体が有する資源等を有効活用するため、「カウンターパート方式」による支援を実施

被災県	応援団体
岡山県	兵庫県、鳥取県
広島県	滋賀県、大阪府、和歌山県
愛媛県	奈良県、徳島県

### ○ 市町村の行政機能の確保状況

事項	支障のある団体
トップマネジメントの機能状況	なし。
人的体制の充足状況	※詳細は「○ 被災市町村に対する人的支援の状況」参照。
物的環境の整備状況	【岡山県】 倉敷市 ・真備支所は浸水被害。支所職員は真備総合公園体育館にて災害対応。

※ 災害救助法が適用されている市町村のうち、行政機能に支障がある団体及び状況に変更があった団体について掲載。

なお、被害が甚大な市町村については、今後必要に応じ更に精査。

- 7月17日（火）、岐阜県内3市、京都府内5市、兵庫県内15市町、鳥取県内1町、島根県内1市、岡山県内10市町、広島県内13市町、愛媛県内6市町、高知県内3市町、福岡県内1市の合わせて58団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部（346億5,100万円）を繰り上げて交付。
- 7月20日（金）、山口県内1市に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部（9億2,400万円）を7月23日（月）に繰り上げて交付することを決定。

### ○ 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

（MCA無線機 119→120台、簡易無線機 158→160台、衛星携帯電話 15台）

貸出自治体	貸出機器	台数	備考
岡山県倉敷市	MCA無線機	50	7/10午後 搬入済
	衛星携帯電話	2	7/10午後 搬入済
	簡易無線機	14	7/10午後、7/14午前、7/19午後、7/20午前 搬入済
兵庫県宍粟市	衛星携帯電話	3	7/10午前 搬入済
	簡易無線機	6	
広島県江田島市	簡易無線機	15	7/10午前 搬入済
広島県三原市	簡易無線機	15	7/10午前 搬入済
広島県府中町	MCA無線機	8	7/10午後 搬入済

## 6 総務省

愛媛県西予市	簡易無線機	10	7/10 午後 搬入済
広島県坂町	MCA 無線機	21	7/11 午前、7/20 午後 搬入済
	簡易無線機	10	7/14 午後 搬入済
広島県府中市	簡易無線機	15	7/11 午後 搬入済
愛媛県大洲市	簡易無線機	10	7/11 午後 搬入済
広島県竹原市	簡易無線機	15	7/11 午後 搬入済
岡山県総社市	衛星携帯電話	3	7/12 午前、7/13 午前 搬入済
	簡易無線機	3	7/13 午前 搬入済
広島県熊野町	MCA 無線機	20	7/12 午前 搬入済
徳島県三好市	衛星携帯電話	5	7/12 午後 搬入済
	簡易無線機	10	
岡山県	衛星携帯電話	2	7/13 午後 搬入済
	簡易無線機	6	
広島県東広島市	MCA 無線機	21	7/14 午後 搬入済
	簡易無線機	11	
愛媛県宇和島市	簡易無線機	20	7/18 午前 搬入済

### ○ 移動電源車等の貸与状況

- ・移動電源車（中国総合通信局管理）を岡山県倉敷市役所に引き渡し（7/10）
- ・無線 LAN（Wi-Fi）と衛星回線の組み合わせで、音声通話やメールが利用可能な可搬型通信装置（ICT ユニット）を引き渡し
  - 中国総合通信局管理 → 岡山県総社市役所（7/12）
  - 東海総合通信局管理 → 岡山県総社市役所（7/13）
  - 近畿総合通信局管理 → 岡山県庁（7/13）

### ○ 公衆無線 LAN サービス（「00000JAPAN」）の利用上の注意点について、総務省ホームページにお知らせを掲載するとともに、携帯電話事業者に対し、ポスターの掲示などによる注意喚起を実施することを要請。

### ○ 災害復旧事業における入札及び契約の取扱い

- ・7月10日（火）、国土交通省と連名で、地方公共団体に対し、当面の災害復旧事業の入札及び契約についての考え方を周知。
- ・7月13日（金）、国土交通省と連名で、地方公共団体に対し、被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定について要請。

### ○ 行政相談業務における対応状況

局所・センター	対応状況
岐阜センター	・支援措置の窓口リストを公表（7/12）、岐阜県内全市町村へ送付（7/13）
京都センター	・支援措置の窓口リストを公表、災害救助法の適用を受けた京都府内9市町へ送付（7/11）
兵庫事務所	・支援措置の窓口リストを公表（7/12）、兵庫県及び災害救助法の適用を受けた兵庫県内15市町へ送付（7/13）
和歌山センター	・支援措置の窓口リストを公表（7/13）
中国四国管区局	・局に災害特別行政相談窓口を設置（7/11～） ・支援措置の窓口リストを公表（7/11）、広島県内全市町へ送付（7/13）

## 6 総務省

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害相談用のフリーダイヤルを開設（7/17～）</li> <li>・広島県内1市で特別行政相談所を開設（7/18） 【開設場所】広島市</li> </ul>
岡山センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに災害特別行政相談窓口を設置（7/12～）</li> <li>・支援措置の窓口リストを公表（7/12）</li> <li>・災害相談用のフリーダイヤルを開設（7/17～）</li> </ul>
山口センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに災害特別行政相談窓口を設置（7/13～）</li> </ul>
愛媛センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに災害特別行政相談窓口を設置（7/11～）</li> <li>・支援措置の窓口リストを公表（7/17）、災害救助法又は被害者生活再建支援法の適用を受けた愛媛県内7市町、愛媛官公連構成機関（16機関）へ送付（7/18）</li> <li>・愛媛県内2市町（3箇所）で特別行政相談所を開設（7/20） 【開設場所】大洲市、鬼北町（2箇所）</li> </ul>
高知センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに災害特別行政相談窓口を設置（7/10～）</li> <li>・支援措置の窓口リストを公表、高知県内の官公庁等20機関及び災害救助法の適用を受けた7市町村へ送付（7/17）</li> <li>・高知県内2市町で特別行政相談所を開設（7/18～） 【開設場所】安芸市、本山町</li> </ul>
九州管区局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援措置の窓口リストを公表、被害が大きかった福岡県内3市へ送付（7/10）</li> </ul>

### ○特定非常災害の指定に伴う行政手続の特例に関する措置関係

- ・7月14日（土）、平成30年7月豪雨災害を「特定非常災害」に指定する政令が決定（同日公布・施行）。本政令により、運転免許のような許認可等の満了日の延長（具体的には各府省が告示で制定）や、法令上の義務を履行できない場合の免責等が措置。
- ・同日14日（土）、総務省ホームページの7月豪雨災害特設ページに、措置の概要を説明する「リーフレット」及び「各府省の告示の制定状況（随時更新）」（※）を掲載。  
([http://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000283.html](http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000283.html))
- ※21日（土）時点で、警察庁告示（運転免許、犯罪被害者等給付金申請期間等）、法務省告示（外国法事務弁護士資格等）、厚生労働省告示（飲食店営業等許可、介護保険法に基づく要介護認定等）、国土交通省告示（マンション管理業者登録等）、農林水産省告示（動物医薬品販売業許可等）、経済産業省告示（電気工事業者登録等）、観光庁告示（旅行業登録）に係る計158件を掲載。
- ・同日14日（土）、総務省から内閣府に依頼し、内閣府から被災地域の府県に対し、リーフレットを送付し（府県経由で市町村に送付）、各自治会の回覧板への入れ込み、地区掲示板・避難所への貼り出しについて協力依頼。
- ・同日14日（土）以降、総務省公式ツイッター、消防庁ツイッター、内閣府防災公式ツイッター等において、リンク形式等により情報発信。また、政府広報オンライン・現地新聞等への掲載、現地ラジオ番組等での放送について、政府広報室と相談中。
- ・7月17日（火）、総務省から、被災地域の府県・市町村の担当者に、リーフレットを送付し、市町村窓口等に掲示してもらうよう協力依頼。
- ・同日17日（火）、被災地域の地方総合通信局（東海、近畿、中国、四国、九州）に対し、リーフレットの掲示板等への掲示、無線局免許申請窓口等における配布等を要請。
- ・同日17日（火）以降、災害特別行政相談所でのリーフレット配付、行政相談委員による説明を開始。

## 6 総務省

### Ⅲ 事業者等の対応状況

#### 1. 通信関係

##### (1) 災害用伝言サービス

NTT 東西、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが災害用伝言サービス及び災害用音声お届けサービスを展開中。

##### (2) 避難所等支援状況

○公衆無線 LAN サービス（「00000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン））の利用環境整備

- ・NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが岡山県、広島県、愛媛県の全域で、約 21,000 のアクセスポイントを無料開放。

#### <NTT 東西>

##### ○避難所支援

- ・特設公衆電話が事前設置された避難所等において稼働中。
- ・特設公衆 Wi-Fi : 23 箇所
- ・衛星携帯電話の設置 : 10 箇所（岡山県 4、広島県 5、愛媛県 1）

#### <NTT ドコモ>

##### ○避難所支援

設置場所	設置台数	
	マルチチャージャー	Wi-Fi
広島市立口田小学校（広島県広島市）	1	1
広島市立矢野南小学校（広島県広島市）	1	1
広島市立温品小学校（広島県広島市）	1	1
広島市福木集会所（広島県広島市）	1	1
広島市立矢野小学校（広島県広島市）	1	1
広島市立矢野西小学校（広島県広島市）	1	1
南区スポーツセンター（広島県広島市）	1	1
広島市畑賀福祉センター（広島県広島市）	1	1
安芸区スポーツセンター（広島県広島市）	1	1
安芸津文化福祉センター（広島県東広島市）	1	1
黒瀬保健福祉センター（広島県東広島市）	1	0
河内保健福祉センター（広島県東広島市）	1	1
瀬野川公園（広島県東広島市）	1	1
坂町立坂中学校（広島県安芸郡坂町）	1	1
坂町町民センター（広島県安芸郡坂町）	1	1
SunstarHall（広島県安芸郡坂町）	2	2
勿条地区集会所（広島県安芸郡坂町）	1	1
小屋浦小学校（広島県安芸郡坂町）	1	1
くまの・みらい交流館（広島県安芸郡熊野町）	1	0
熊野町公民館（広島県安芸郡熊野町）	1	1
熊野町民体育館（広島県安芸郡熊野町）	1	3
熊野町東部地域健康センター（広島県安芸郡熊野町）	1	0

## 6 総務省

尾道総合福祉センター（広島県尾道市）	1	0
天応まちづくりセンター（広島県呉市）	1	1
安浦まちづくりセンター（広島県呉市）	1	2
北方コミュニティーセンター（広島県三原市）	1	1
南方コミュニティーセンター（広島県三原市）	2	2
高梁市文化交流館（岡山県高梁市）	2	0
高梁市青少年研修センター（岡山県高梁市）	1	0
倉敷市立福田中学校（岡山県倉敷市）	1	1
倉敷市立第二福田小学校（岡山県倉敷市）	1	1
倉敷市立第五福田小学校（岡山県倉敷市）	1	1
倉敷市立菌小学校（岡山県倉敷市）	3	3
倉敷市立岡田小学校（岡山県倉敷市）	13	18
倉敷市立二万小学校（岡山県倉敷市）	3	2
倉敷市立連島東小学校（岡山県倉敷市）	3	3
倉敷市立連島南小学校（岡山県倉敷市）	1	0
倉敷市立連島南中学校（岡山県倉敷市）	1	0
真備総合公園（岡山県倉敷市）	1	0
倉敷市立倉敷東小学校（岡山県倉敷市）	1	1
倉敷市立乙島小学校（岡山県倉敷市）	2	2
倉敷市立船穂小学校（岡山県倉敷市）	2	2
清音福祉センター（岡山県総社市）	1	3
清音公民館（岡山県総社市）	2	3
山手公民館（岡山県総社市）	3	2
サンワーク総社（岡山県総社市）	2	4
昭和公民館（岡山県総社市）	2	3
矢掛町老人福祉センター（岡山県小田郡矢掛町）	1	2
大洲市肱南公民館（愛媛県大洲市）	1	1
総合福祉センター（愛媛県大洲市）	1	1
菅田小学校（愛媛県大洲市）	1	1
望湖荘（愛媛県大洲市）	1	1
大洲市交流促進センター鹿野川荘（愛媛県大洲市）	1	1
西予市立野村小学校（愛媛県西予市）	1	1
西予市立明間小学校（愛媛県西予市）	1	1
宇和島市吉田公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
宇和島市立吉田小学校（愛媛県宇和島市）	1	1
宇和島市白井谷集会所（愛媛県宇和島市）	1	1
宇和島市大河内集会所（愛媛県宇和島市）	1	1
三好市山城支所川口会館（徳島県三好市）	1	0
天地川公園（広島県安芸郡坂町）	<u>1</u>	<u>1</u>
本郷生涯学習センター（広島県三原市）	<u>2</u>	<u>2</u>
合計	88→91	90→93

## 6 総務省

### ○携帯電話等貸出状況

貸出機関	貸出台数		
	携帯電話	衛星携帯電話	データ端末等
連島南中学校	0	1	0
陸上自衛隊その1	200	10	10
陸上自衛隊その2	60	0	6
陸上自衛隊その3	0	0	10
陸上自衛隊その4	91	0	0
陸上自衛隊その5	50	0	0
陸上自衛隊その6	4	5	0
陸上自衛隊その7	35	0	0
陸上自衛隊その8	0	20	0
陸上自衛隊その9	25	5	0
陸上自衛隊その10	10	0	1
陸上自衛隊その11	60	0	0
陸上自衛隊その12	30	0	0
陸上自衛隊その13	12	0	2
陸上自衛隊その14	0	0	10
矢掛町	1	0	0
名古屋第二赤十字病院	3	0	0
福田中学校	1	0	0
福田第二小学校	1	0	0
福田第五小学校	2	0	0
福山市	0	0	10
福岡市	0	0	2
福岡県	12	0	5
尾道市	18	0	0
備中県民局福祉振興課	<u>7</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
日本赤十字社その1	3	0	0
日本赤十字社その2	3	0	0
二万小学校	0	1	0
奈良県	6	0	0
東峰村	0	1	0
東広島市	10	0	0
朝倉市	20	1	0
中四国農政局	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>40</u>
大洲市	2	0	0
大崎上島町	0	5	0
大阪市	3	0	0
総社市福祉協議会	11	0	0
倉敷東小学校	0	1	0

## 6 総務省

倉敷地域災害保健復興連絡会	0	0	3
倉敷成人病院	0	2	0
倉敷市福祉協議会	15	0	0
倉敷市その1	70	2	65
倉敷市その2	20	0	0
倉敷市その3	16	0	0
倉敷市その4	32	0	0
倉敷市その5	0	0	20
倉敷市その6	15	1	20
前橋市	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>2</u>
仙台市	10	0	4
西予市	10→17	6	0→1
清音福祉センタ	0	1	0
清音公民館	0	1	0
真備陵南高校	2	0	0
真備町社会福祉法人その1	2	0	0
真備町社会福祉法人その2	0	2	0
真備総合運動公園	0	5	0
庄原市	2	0	0
鹿児島市	4	0	0
滋賀県	4	0	0
山口県社会福祉協議会	27	0	0
山口県	2	0	0
三好市	0	2	0
三原市	35	0	0
札幌市	5	2	5
坂町	8	0	0
国土交通省その1	20	0	15
国土交通省その2	28	0	0
国土交通省その3	11	0	0
国土交通省その4	20	0	0
国土交通省その5	16	0	5
国土交通省その6	20	0	0
国土交通省その7	45	0	5
香美市	0	2	0
航空自衛隊その1	10	0	0
航空自衛隊その2	60	0	0
江田島市	0	1	0
広島市社会福祉協議会	60	0	4
広島市その1	20	0	0
広島市その2	30	0	12

## 6 総務省

広島県	68	0	30
呉市	10	1	0
熊野町	3	0	0
熊本県	10	0	0
京都府	15	0	0
京都市	7	0	0
宮城県	15	0	10
宮崎県	3	0	3
久留米市	10	0	0
吉備路アリーナ	0	1	0
吉備時クリーンセンター	0	3	0
海田町	3	0	0
岡田小学校	0	1	0
岡山大学病院	2	1	0
岡山市社会福祉協議会	10	0	0
岡山市	10	0	0
岡山県福祉協議会	50	0	0
岡山県赤十字病院	2	0	0
岡山県その1	0	0	20
岡山県その2	0	0	10
岡山医師会	1	0	0
藪小学校	0	1	0
宇和島市	1	0	0
安芸市	0	1	0
愛媛県	37→38	2	26
愛知県	4	0	2
JR 西日本	24→37	0	0→13
(各避難所)	0	0	8
合計	1,577→1,607	88	323→379

<KDDI>

○避難所支援

設置場所	設置台数	
	充電BOX	Wi-Fi
福木集会所（広島県広島市）	1	0
安芸区スポーツセンター（広島県広島市）	1	0
畑賀福祉センター（広島県広島市）	1	0
畑賀小学校（広島県広島市）	1	0
瀬野福祉センター（広島県広島市）	1	0
阿戸小・中学校（広島県広島市）	1	0
船越小学校（広島県広島市）	1	0

## 6 総務省

矢野小学校（広島県広島市）	1→0	0
矢野南小学校（広島県広島市）	1	1
高南小学校（広島県広島市）	1	1
温品小学校（広島県広島市）	1	0
南区スポーツセンター（広島県広島市）	1	1
広島市南区社会福祉協議会（広島県広島市）	1	1
海田町災害ボランティアセンター（広島県安芸郡海田町）	1	1
海田公民館（広島県安芸郡海田町）	1	1
熊野町民体育館（広島県安芸郡熊野町）	3	3
熊野町民会館（広島県安芸郡熊野町）	1	1
くまの・みらい交流館（広島県安芸郡熊野町）	1	1
坂中学校（広島県安芸郡坂町）	1	1
小屋浦ふれあいセンター（広島県安芸郡坂町）	1	1
坂町・町民センター（広島県安芸郡坂町）	1	1
小屋浦小学校（広島県安芸郡坂町）	1	1
小屋浦集会所（広島県安芸郡坂町）	2	1
天応小学校（広島県呉市）	1	1
天応まちづくりセンター（広島県呉市）	1	1
吉浦中学校（広島県呉市）	1→0	1→0
吉浦小学校（広島県呉市）	0	1→0
くれ災害ボランティアセンター（広島県呉市）	1	1
呉市安浦市民センター（広島県呉市）	0	1
安浦まちづくりセンター（広島県呉市）	0	1
くれ災害ボランティアセンター（天応サテライト）（広島県呉市）	1	1
中通公民館（広島県竹原市）	1	1
小梨公民館（広島県竹原市）	1	1
人権センター（広島県竹原市）	2	2
黒瀬保険福祉センター（広島県東広島市）	1	1
河内保険福祉センター（広島県東広島市）	2	2
本郷船木ふれあいセンター（広島県三原市）	1	1
北方コミュニティセンター（広島県三原市）	2	2
本郷生涯学習センター（広島県三原市）	3	3
尾道市ボランティアセンター（広島県尾道市）	1	1
清音福祉会館（岡山県総社市）	1	1
西公民館（岡山県総社市）	1	1
総社市役所西庁舎（岡山県総社市）	1	1
藪小学校（岡山県倉敷市）	2	2
中州小学校（岡山県倉敷市）	1	1
岡田小学校（岡山県倉敷市）	1	1

## 6 総務省

二万小学校（岡山県倉敷市）	3	3
第5福田小学校（岡山県倉敷市）	4	4
連島南中学校（岡山県倉敷市）	3	3
連島東小学校（岡山県倉敷市）	2	2
倉敷西小学校（岡山県倉敷市）	1	1
岩国市社会福祉協議会周東支部（山口県岩国市）	1	1
安芸市女性の家（高知県安芸市）	1	1
宝永町集会所（高知県安芸市）	1	1
港町1丁目集会所（高知県安芸市）	1	0
屋島西コミュニティセンター（香川県高松市）	1	1
高浜小学校（愛媛県松山市）	1	1
大洲平公民館（愛媛県大洲市）	1	1
八多喜公民館（愛媛県大洲市）	1	1→0
肱川公民館（愛媛県大洲市）	1	0
望湖荘（愛媛県大洲市）	1	0
総合福祉センター（愛媛県大洲市）	1	0→1
災害ボランティアセンター（大洲市総合福祉センター） （愛媛県大洲市）	1	1
大川公民館（愛媛県大洲市）	1	1→0
鹿野川荘（愛媛県大洲市）	1	0→1
野村小学校（愛媛県西予市）	1	1
ボランティアセンター（西予市社会福祉協議会本所） （愛媛県西予市）	1	1
吉田公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
奥南公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
玉津公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
白浦コミュニティセンター（愛媛県宇和島市）	1	1
ボランティアセンター（宇和島市総合福祉センター） （愛媛県宇和島市）	1	1
みかんの里宿泊・合宿施設マンダリン（愛媛県八幡浜市）	1	1
ピーポート甘木（福岡県朝倉市）	1	1
口田小学校（広島県広島市安佐北区）	0	1
江田島市ボランティアセンター（広島県江田島市）	1	1
倉敷市ボランティアセンター（岡山県倉敷市）	0	1
合計	88→87	76→77

### ○携帯電話等貸出状況

貸出機関	貸出台数			
	携帯電話	衛星携帯電話	データ端末等	充電器
陸上自衛隊	322	34	59	142

## 6 総務省

海上自衛隊	0	5	0	0
航空自衛隊	20	0	0	0
国土交通省	0	0	10	0
経済産業省	5	0	2	0
愛媛県	60→70	5	0	0
愛媛県宇和島市	25	0	0	0
愛媛県西予市	3	0	0	0
愛媛県大洲市	22	0	0	0
岡山県	10	0	0	0
岡山県倉敷市	5→15	0	0	210
宮城県	10	0	8	0
広島県	123	0	19	0
広島県広島市	24	0	0	0
広島県三原市	15	0	0	0
島根県	15	0	0	0
東京都	40	0	0	0
奈良県	4	0	0	0
北海道	10	0	0	0
合計	713→733	44	98	352

### <ソフトバンク>

#### ○避難所支援

設置場所	設置台数			
	マルチ 充電 BOX	Wi-Fi	PHS	携帯 電話
安芸郡海田町 海田町福祉センター（広島県安芸郡海田町）	1	2	1	0
安芸郡海田町 海田公民館（広島県安芸郡海田町）	1	2	1	0
安芸郡海田町 ひまわりプラザ（広島県安芸郡海田町）	1	2	1	0
安芸郡坂町 Sunstar Hall（広島県安芸郡坂町）	1	2	2	0
倉敷市立岡田小学校（岡山県倉敷市）	1	2	2	0
倉敷市立藺小学校（岡山県倉敷市）	1	2	0	5
倉敷市立二万小学校（岡山県倉敷市）	1	2	0	3
倉敷市立連島南中学校（岡山県倉敷市）	0	2	2	0
倉敷市 真備支所（岡山県倉敷市）	1	0	0	0
倉敷市 クリーンセンター（岡山県倉敷市）	0	0	1	0
倉敷市立第5福田小学校（岡山県倉敷市）	0	2	2	0
倉敷市立第2福田小学校（岡山県倉敷市）	0	2	2	0
総社市 昭和福祉センター（岡山県総社市）	1	2	2	0
総社市 サンワーク総社（岡山県総社市）	1	2	2	0

## 6 総務省

総社市 山手公民館（岡山県総社市）	1	2	2	0
総社市 清音公民館（岡山県総社市）	1	2	2	0
岡山県（岡山県岡山市）	100	3	0	0
合計	112	31	22	8

### ○携帯電話等貸出状況

貸出機関	貸出台数		
	携帯電話	衛星携帯電話	データ端末等
陸上自衛隊	249	175	24
一般社団法人	6	0	4
名古屋市	10	10	0
日本赤十字社	10	0	0
広島県	100	0	315
茨城県	10	0	10
広島市	21	0	0
CANNUS	10	0	0
日本国際飢餓対策機構	2	0	0
宮城県	10	0	15
ITDART	10	0	26
三原市	20	0	0
広島県社会福祉協議会	10	0	0
合計	468	185	394

### <移動無線センター>

#### ○無線機器等貸出状況

貸出自治体	貸出機器	台数	備考
広島県呉市	MCA 無線機	20	7月8日搬入
広島県坂町	MCA アンテナ	1	7月13日搬入
岡山県倉敷市	MCA アンテナ	10	7月14日搬入
広島県東広島市	MCA アンテナ	5	7月14日搬入

#### (3) 通信料金の減免

- ・NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT コミュニケーションズ、ケイ・オプティコム、エネルギー・コミュニケーションズ、STNet、中部テレコミュニケーションが、災害救助法適用地域内に居住する固定電話サービス等利用者に対し、避難により利用できない期間、基本料金等の減免を実施。

#### (4) 支払期限の延長

- ・NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する請求書払いを行う移動電話利用者を対象に、7月請求分の支払期限を1か月延長。
- ・NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT コミュニケーションズは、災害救助法適用地域内に居住する請求書払いを行う固定電話サービス等利用者を対象に、7月請求分の

## 6 総務省

支払期限を1か月延長。

### (5) 携帯各社のデータ通信容量制限解除等の措置

- ・携帯電話事業者各社が、災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、契約しているデータ通信容量を超えた場合の速度制限の解除や追加の通信容量の無償提供を開始。

	NTT ドコモ	KDDI	ソフトバンク
措置内容	契約しているデータ通信容量を超えた場合の速度制限の解除	①データ通信容量 10GB を無償で追加提供 ②上記①が始まるまでに行ったデータチャージ（容量追加）の料金免除	データ通信容量の追加料金免除
対象者	平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる災害救助法が適用された地域に「契約者住所」または「請求書送付先住所」のいずれかがある利用者		
適用時期	7/13～7/31	①7/13～ ②7/5 以降のデータチャージ	7/13～8/31

## 2. 放送関係

### (1) テレビ設置状況

<NHK>

県	市町村	設置場所	設置台数	設置日
広島県	ひろしまし 広島市 あまきく 安芸区	矢野小学校	1台	7/12
		矢野南小学校	1台	7/12
		畑賀福祉センター	1台	7/13
		矢野西小学校	1台	7/20
	ひろしましひがしく 広島市東区	温品小学校	2台	7/12
	ひろしましみなみく 広島市南区	南区スポーツセンター	3台	7/14
	ひがしひろしまし 東広島市	造賀地域センター※2	1台	7/11
	くれし 呉市	天応小学校	1台	7/14
		中畑自治会館	1台	7/15
		畑老人集会所	1台	7/16
		旧小坪小学校	1台	7/16
	ふちゆうちよう 府中町	安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ	1台	7/14
	くまのちよう 熊野町	熊野町民体育館	2台	7/13
	かいたちよう 海田町	海田公民館	1台	7/13
	えたじまし 江田島市	沖美市民センター	1台	7/14
	たけほらし 竹原市	竹原市民館	1台	7/15
ふくやまし 福山市	山手コミュニティセンター	1台	7/15	
みほらし 三原市	本郷船木ふれあいセンター	1台	7/16	
	沼田西町民センター	1台	7/16	
岡山県	くらしきし 倉敷市	岡田小学校	1台	7/12
		藪小学校	1台	7/12

## 6 総務省

		二万小学校	1台	7/12
		船穂小学校	1台	7/12
		連島南中学校	1台	7/13
		上成小学校	1台	7/13
		乙島小学校	1台	7/13
		吉備路クリーンセンター	1台	7/13
		倉敷東小学校	1台	7/14
		倉敷西小学校	1台	7/14
		連島南小学校	1台	7/14
		福田中学校	1台	7/14
		第五福田小学校	1台	7/14
		水島中学校	1台	7/14
		くらしき健康福祉プラザ	1台	7/15
		そうじゃし 総社市	サンワーク総社	1台
清音公民館	1台		7/12	
おかやましひがしく 岡山市東区	上道公民館	1台	7/16	
	平島小学校	1台	7/16	
愛媛県	せいよし 西予市	野村小学校	2台	7/9
		野村中学校※ <sup>2</sup>	1台	7/9
		野村公民館※ <sup>2</sup>	1台	7/9
		明間小学校	1台	7/12
	おおずし 大洲市	大洲小学校	1台	7/10
		菅田小学校	1台	7/10
		大川公民館	1台	7/10
	うわじまし 宇和島市	吉田小学校	1台	7/12
		玉津公民館	1台	7/12
		川之内集会所※ <sup>2</sup>	1台	7/12
		君ヶ浦集会所	1台	7/13
		白浦コミュニティセンター	1台	7/13
		畦屋三つ尾集会所	1台	7/13
吉田公民館	1台	7/15		
合計	52箇所	57台		

※1 NHKにおいて、総務省、経済産業省及びJ E I T Aと連携しテレビを設置。

※2 避難所の閉鎖等に伴いテレビを撤収済み。

## 6 総務省

### (2) ポータブルラジオの提供

- ・放送事業者・メーカー等（中国放送、山陽放送、ニッポン放送、パナソニック、ソニー、東芝、J E I T A等）と連携し、岡山県、広島県、愛媛県にポータブルラジオを順次提供。

被災県	被災市町村	提供台数	備考
岡山県	総社市	70	7/12 提供済
		250	7/19 提供済
	倉敷市	180	7/13 提供済
		100	7/19 提供済
広島県	熊野町	20	7/12 提供済
	呉市	20	7/13 提供済
	坂町	90	7/14 提供済
		70	7/15 提供済
愛媛県	大洲市	96	7/19 提供済
	西予市	78	7/20 提供済

### (3) NHK

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に係る放送受信契約について、平成 30 年 7 月から 8 月までの 2 か月間の放送受信料を免除。

### (4) (株)WOWOW

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、7 月分の視聴料を免除。

### (5) スカパーJSAT(株)

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、7 月分の視聴料等を免除。

## 3. 郵政関係

<日本郵政グループ>

- 災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、貯金及び保険に関する非常取扱いを実施。
  - ・通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い（平成 30 年 7 月 9 日（月）から 8 月 8 日（水）まで）
  - ・保険料の払込猶予期間の延伸（最長 6 か月間）
  - ・保険金の非常即時払等の非常取扱い（平成 30 年 7 月 9 日（月）から 8 月 8 日（水）まで）
- ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、平成 30 年 7 月 10 日（火）から 12 月 28 日（金）まで義援金の無料送金サービスを実施。
- 郵便局の窓口において、平成 30 年 7 月 11 日（水）から、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施。
- 郵便局及びかんぽ生命保険各支店において、災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、平成 30 年 7 月 13 日（金）から、保険に関する特別取扱いを実施。
  - ・普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免（貸付期間中 0 %、貸付期間後 0. 5 %）
  - ・入院保険金の特別取扱い（被災地等の事情により入院できなかった人に対して、本来入院が必要であった期間についても入院保険金を支払う等）
- 広島通信病院の職員 2 名を災害支援ナースとして広島県看護協会に登録。そのうち 1 名を 7 月 15 日から 18 日まで派遣。

## 6 総務省

- 次の地域において、車両型郵便局を派遣。
  - ・ 7月20日（金）から、菅田局（愛媛県大洲市）において1台が営業。
  - ・ 箭田局（岡山県倉敷市）において1台が営業予定。（開始日調整中）
- 12の郵便局において、順次避難所への配達を実施。（9局で開始。3局が準備中）
- 日本郵政グループ4社において、義援金として総額3千万円の寄附を決定。

### 4. その他の支援

<地方公務員共済組合宿泊施設（31施設）への被災者受入れの状況>

- ・ 宿泊無料（食費実費負担）で受入れ実施中
- ・ 7月19日現在の利用状況
  - サン・ピーチOKAYAMA おかやまし（岡山市）：16名
  - 鯉城会館 りじょうかいかん ひろしまし（広島市）：1名

<行政書士による行政窓口等の支援>

- ・ 7月18日（水）、被災した11府県に対し、各府県の行政書士会が協力できる具体的な内容（被災自治体の受付窓口や相談窓口への行政書士の派遣等）について、被災地方公共団体に周知し、積極的な活用を図ることを依頼
- ・ 7月18日（水）、日本行政書士会連合会に対して、被災地方公共団体から要望があった場合に迅速な対応を取るよう協力を依頼

大臣官房総務課（調整） 電 話 03-5253-5090 F A X 03-5253-5093
---

## 平成30年7月豪雨による文部科学省関係の被害情報について

## 【文教施設関係における被害】

## ○人的被害（7月21日14:00時点）

- ・現在のところ、児童生徒の学校管理下における被害情報なし。  
このほか、教育委員会から報告があった被害情報は以下のとおり。

- 広島県：公立小学校の児童1名が負傷。  
公立小学校の児童3名が死亡。  
公立小学校の教職員1名が避難中に転倒し、軽傷。  
公立中学校の生徒2名が死亡。  
公立高等学校の生徒1名が死亡。
- 愛媛県：公立小学校の児童3名が自宅で被災し、搬送された病院で死亡確認。  
公立高等学校の生徒3名が被災し、軽傷。  
公立高等学校の教職員1名が自宅の倒壊により、軽傷。
- 福岡県：公立中学校の教職員1名が通勤途中で道路の崩落に巻き込まれ、軽傷。

## ○物的被害（7月21日14:00時点）

- ・床上浸水、校内斜面における土砂崩れ等、985件の被害報告あり。

## ○休校・短縮授業等（7月20日の休校状況）

- ・22校で休校措置を実施（広島県：17校、岡山県：1校、愛媛県：4校）

## 【文部科学省の対応】

（省内の体制整備、職員の派遣等）

- 文部科学省非常災害対策本部（本部長：事務次官）を設置
- 文部科学省豪雨被災者生活支援対策チームを設置
- 政府調査団（岡山県及び広島県）に文部科学省職員を派遣
- 被災地の被害状況や課題等の情報を収集するため、文部科学省職員を随時、岡山県、広島県及び愛媛県へ派遣
- 被災した学校施設の早期復旧を支援するため、岡山県、広島県及び愛媛県にて現地説明会を開催

（教育委員会等への対応）

- 児童生徒等の安全確保、文教施設の被害状況の把握、2次被害防止を要請及び災害復旧の事前着工手続き等を連絡
- 災害により滅失・毀損した教科書の給与を速やかに行えるよう教科書供給協会及び教科書協会に依頼。
- 被災地域の児童生徒等の就学機会の確保及び被災学生の経済的支援等に係る通知を发出
- 被災した学校を再開する際の安全確保等への留意を求める通知を发出
- 被災地へのスクールカウンセラーの派遣等について協力を求める旨、全国の教育委員会へ連絡。

（今後の対応）

- 引き続き、教育委員会等と連携を密にしつつ、被害状況の収集に努めるとともに、被災した学校施設の復旧をはじめ、教育環境の速やかな復旧・復興に向け必要な支援に取り組む。

## 平成30年7月豪雨による被害状況等について

## 1. 農林水産関係被害の概要（平成30年7月21日18:00現在）

区分	主な被害	被害数	被害額(億円)	被害地域 (現在36道府県より報告あり)
農作物等	農作物等	14,939ha	35.6	31道府県
	農業用ハウス等	1,676件	8.0	23道府県
	その他		12.2	
	小計		55.6	31道府県
農地・施設関係	農地の破損	10,425箇所	249.6	33道府県
	農業用施設等	9,647箇所	356.9	34道府県
	小計		606.5	34道府県
林野関係	林地荒廃	964箇所	370.3	31道府県
	林道施設等	4,906箇所	130.8	32道府県
	その他		19.3	
	小計		520.5	34道府県
水産関係	漁港施設等	30漁港	13.8	6県
	その他		1.5	
	小計		15.3	15府県
合計			1,197.9	36道府県

## 2. 食料・物資支援状況（7月21日13:30現在）

	岡山県	広島県	愛媛県	高知県	合計(点)
当初～7月11日(水)	31,168	48,000	27,000		106,168
7月12日(木)	15,486	28,480	29,738		73,704
7月13日(金)	79,992	41,124	21,648		142,764
7月14日(土)	86,978	54,648		2,000	143,626
7月15日(日)	10,032	133,836			143,868
7月17日(火)			2,016		2,016
7月18日(水)	107,800		18,528		126,328
7月19日(木)	72,528				72,528
7月20日(金)	85,700	50,400			136,100
7月21日(土)	5,094				5,094
合計	494,778	356,488	98,930	2,000	952,196

## 平成30年7月豪雨災害への対応状況について

平成30年7月22日  
経 済 産 業 省

## 1. エネルギー関連

## (1) 電力

- ・ 四国電力管内は7月11日、中国電力管内は7月13日までに復旧済み。

## (2) ガス

- ・ 住民が居住する地域については、7月8日中に復旧済み。
- ・ 避難住民が居住可能となる時点で、即日開栓を行うよう準備。

## 2. 物資関連

## (1) クーラー

- ・ 20日（金）までに岡山、広島、愛媛3県の計42か所の避難所で計408台（スポットクーラー197台、業務用クーラー211台）のクーラーが稼働済み。

## (2) 仮設トイレ

- ・ 岡山、広島、愛媛3県の避難所に計287棟を搬入・設置済み。

## (3) 段ボールベッド・ベッドマット

- ・ 岡山、広島、愛媛3県の避難所に、段ボールベッド計3744台、ベッドマット計457枚を搬入済み。

## (4) iPad

- ・ 各避難所の物資の状況等について情報共有するシステムを構築し、広島県では59避難所、岡山県倉敷市では市内全18避難所に配布完了、システム稼働中。

## 3. 被災中小企業支援

- ・ 発災当初から、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の実施、セーフティネット保証4号の適用、既往債務の返済条件緩和等の対応、小規模企業共済災害時貸付の適用といった対応を実施。
- ・ 今後、さらに以下の措置を講じていく。
  - 中小企業庁による現地巡回相談
  - 支援機関による被災事業者の課題に特化した専門家派遣
  - 日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会による「資金繰り支援現地相談会」の開催
  - 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化
  - 小規模企業共済契約者に対する貸付の拡充
  - 親事業者に対する下請中小企業者等への配慮要請
  - 補助事業等の執行手続における柔軟な対応
  - ガイドブックの発行、配布などの広報・情報提供

## 平成 30 年 7 月豪雨に対する国土交通省の主な対応状況

※下線部は 7 月 19 日 13:00 版からの変更箇所

### 1. 捜索・救助等（海上保安庁） 救助・人員輸送 244 名、患者搬送 27 名

- ・各地において、河川転落者及び行方不明者の捜索、漂流船、転覆船の捜索等を実施(7/6～)
- ・巡視船艇により、罹災遺体揚収(7/9～)
- ・呉市において透析患者 21 名輸送(7/8, 9～)
- ・回転翼により、倉敷市真備町<sup>まびちよう</sup>において要救助者を捜索(7/8)、宇和島市吉田町にて透析患者 1 名を吊り上げ救助(7/8)
- ・巡視船艇により、山口県笠戸島の孤立者 27 名を救助(7/7)、愛媛県宇和島市の負傷者 4 名を搬送(7/7)、山口県笠戸島<sup>かさどじま</sup>の患者等 5 名を搬送(7/13)

### 2. 被災者の生活支援

○国土交通省被災者生活支援チーム（会議開催 7/9～ 6 回開催）

#### (1) 二次的避難場所の確保

- ・旅館・ホテルにおいて、約 1,000 人分の部屋が受け入れ可能。7/20 までに 114 人が避難所から移動
- ・宿泊関係 4 団体に対し、宿泊施設における被災者の受入を協力依頼(7/8)
- ・宿泊等施設としての船舶の活用についてニーズ確認中(7/19)

#### (2) 応急的な住まいの確保

- ・被災者に提供可能な公営住宅等、UR 賃貸住宅及び民間賃貸住宅について、関係地方公共団体に情報提供(7/11)、国土交通省 HP で公表(7/12～)

※公営住宅等の空室提供(7/22 8:00)

- ・岡山県、広島県、愛媛県の計：1,847 戸（うち入居決定 177 戸）
- ・災害救助法適用 11 府県（上記 3 県含む）の計：8,712 戸（うち入居決定 282 戸）
- ・全国 39 都道府県（上記 11 府県含む）の計：23,607 戸（うち入居決定 302 戸）

※うち、中部以西の 27 府県では 19,435 戸を提供

※民間賃貸住宅の空室提供(7/22 8:00)

- ・岡山県、広島県、愛媛県の計：47,665 戸
- ・災害救助法適用 11 府県（上記 3 県含む）の計：131,244 戸

- ・応急仮設住宅の建設が必要となる場合に備え、被災県と住宅業界団体において協議を実施

※愛媛県、広島県が実施の意向を表明（愛媛県：大洲市 46 戸、西予市 65 戸、宇和島市 30 戸  
広島県：呉市、三原市、坂町は戸数調整中）

#### (3) 給水・入浴等支援

- ・広島県三原市三原港において、（独）水資源機構が保有する可搬式浄水装置（海水淡水化装置）による飲料水(7/16～)及び雑用水(7/15～)の給水を実施

- ・散水車により、広島県三原市等において雑用水の給水支援を実施(7/12～)  
※広島県広島市(7/12～14)、三原市(7/13～14)、呉市(7/13)、坂町(7/14)、岡山県倉敷市(7/15)
- ・海洋環境整備船により、広島県呉市において給水支援を実施(7/11～16)、  
総給水量約 48 トン
- ・海上保安庁巡視船艇により、広島県三原市、呉市及び愛媛県岩城島<sup>いわぎじま</sup>において給水支援を実施(7/8～)、7/22 5:00 現在の総給水量 1,028 トン
- ・大型浚渫兼油回収船により、広島県呉市において入浴・洗濯支援を実施(7/12～19)、利用者合計 1,191 名
- ・(独)海技教育機構の保有する練習船により、広島県呉市において入浴、洗濯等支援を実施、利用者合計 135 名(7/14～7/16)

#### (4) 土砂除去支援

- ・一般社団法人日本建設機械レンタル協会、建設機械メーカーの協力を得て、小型の油圧ショベルを派遣(7/13～)  
※広島県内 6 台、岡山県内 10 台、愛媛県内 26 台、高知県内 10 台計 52 台を派遣
- ・岡山県倉敷市、広島県呉市へ土のう袋約 39 万袋を提供し、泥かき作業を支援(7/16, 17～)

#### (5) 路面・側溝清掃等支援

- ・散水車、路面清掃車等により、愛媛県(7/12～)、広島県(7/15～)、岡山県(7/16～)において生活道路等の路面散水、路面清掃等を実施  
※散水車：広島県広島市、三原市、坂町、愛媛県大洲市、西予市、宇和島市、岡山県倉敷市  
路面清掃車：愛媛県大洲市、西予市、宇和島市、岡山県倉敷市  
側溝清掃車：愛媛県大洲市、西予市  
配水管清掃車：愛媛県大洲市、西予市、宇和島市、岡山県倉敷市

### 3. 物流・物資輸送等

#### (1) 物流・物資輸送

##### ■物流

- ・7/11 までに物流事業者等の協力のもと、岡山県、広島県、愛媛県において広域物資輸送拠点を設置
- ・第二種貨物利用運送事業について、輸送力の迅速な確保を図るため、豪雨災害に伴う利用運送の区域又は区間等の追加を目的とした事業計画等の変更認可申請に係る柔軟な手続き運用を開始(7/11～)
- ・各地方運輸局等、指定公共機関(日本通運<sup>株</sup>、ヤマト運輸<sup>株</sup>、佐川急便<sup>株</sup>、西濃運輸<sup>株</sup>、福山通運<sup>株</sup>、(公社)全日本トラック協会)に対し、支援物輸送等の要請依頼があった場合に備えて必要な準備を指示(7/5, 6～)。被災地域に対するプッシュ型輸送等を実施(7/5～)

##### ■トラック

- ・自治体からの要請に基づき、府県トラック協会による物資輸送を実施(7/5～)
- ・埋立浚渫協会の協力のもと、堺泉北港基幹的広域防災拠点の備蓄支援物資

を、広島県広島市、江田島市、呉市へ輸送(7/10, 14)

- ・貨物自動車運送事業について、輸送力の迅速な確保を図るため、柔軟な手続き運用を開始(7/10～)

#### ■船舶

- ・国土交通省保有船舶、海上保安庁巡視船艇により物資輸送を実施  
※国土交通省保有船舶：広島県 呉市(7/8～)、竹原市・尾道市(7/9～)、江田島市(7/11～)、三原市(7/14～)、愛媛県 <sup>かみしまちょう</sup>上島町(7/11～)  
※海上保安庁巡視船艇：広島県呉市、三原市、坂町及び山口県下松市(7/7～)
- ・日本港運協会に支援物資や人員輸送等の岸壁利用に係る調整協力を要請

#### ■航空

- ・救援活動を行う民間会社等の航空機の活動確保のための航空法の柔軟な運用を実施(7/8～)
- ・防衛省による支援物資輸送のため、広島空港の運用時間延長を実施(7/10)、駐機場確保等を実施(7/10～)

### (2) 交通

#### ■広島～呉間の交通対策

- ・被災地への物資輸送の円滑化のため、整備局や県、警察等で構成される広島県災害時渋滞対策協議会を設置し、ソフト・ハードの渋滞対策を検討(7/12～)
- ・国道 31 号全線に、相乗り等の交通量抑制を呼びかける看板を現地に設置(約 20 箇所)し、7/17 より主要渋滞箇所の緊急交差点改良の実施
- ・広島呉道路の通行止めに対し、山陽道・東広島呉自動車道経由の広域迂回ルートへの誘導をやすくするため、山陽自動車道 高屋 JCT・IC と広島 IC～西条 IC 間について、高速道路料金の半額措置を実施(7/17 0:00～)
- ・広島呉道路の一部(天応西 IC<sup>てんのうにし</sup>～呉 IC、坂北 IC～坂南 IC)において、7/17 始発より、バス(広島・呉間)の通行を開始。(7/17～)
- ・JR 西日本 呉線の代替輸送について、引き続き振替輸送のフェリーを増便(1 便、平日のみ)するほか、朝夕の通勤時間帯のバス運行(約 32 便)、東広島～広島間の新幹線増発(上下各 1 便)による呉線からの振替輸送を実施(7/17～)
- ・経産省から製造業の操業確保のため通勤手段の確保につき要請(7/13)があり、JR 山陽線から東広島駅への連絡バス運行(7/17～)や呉広島間の通勤手段につき関係機関と協議中など当面の対策を報告し、先方了承(7/14)

- ・(独)海技教育機構の保有する練習船により、ボランティアの搬送を実施  
予定(7/23, 24)

#### ■道路

##### 【物資輸送等】

- ・断水が続いている因島<sup>いんのしま</sup>及び生口島<sup>いくちじま</sup>等に居住する島民の生活支援として、西瀬戸自動車道が島と本州を連絡する唯一の路線であることを踏まえ、島民を対象に通行料金の無料措置を実施(7/16 12:00～)
- ・高速道路と並行する一般道の通行止めに伴う高速道路の代替路(無料)措置を実施(7/7～)
  - ※京都縦貫自動車道・舞鶴若狭自動車道(綾部安国寺～舞鶴西)【通行止め:国道27号】
  - ※東海北陸自動車道(飛騨清見～白川郷)【通行止め:国道156号】
- ・災害救助車両・災害ボランティア車両に対する高速道路の無料措置(7/10～)
  - ※措置中:岡山県、広島県、愛媛県(7/10～)、京都府、大阪府、高知県(7/12～)、岐阜県、兵庫県、福岡県(7/13～)、山口県(7/17～)
- ・被災地域の物流確保、早期復旧等の観点から、特殊車両許可申請の「目的地」又は「出発地」が岡山県、広島県、愛媛県、福岡県の場合は、最優先で処理を行い、可能な限り迅速に許可証を交付(7/10～)
- ・「広島市・呉市周辺通れるマップ」を公表(7/10～)
- ・山陽自動車道(河内IC～広島IC)において、緊急車両に加え、救援物資等を輸送する車両を通行可能とする運用を実施(7/10 10:00～7/14 6:00)

### 【復旧状況(高速道路)】

- ・尾道松江線の本線全てが通行止め解除となり、山陽・山陰地域を連絡する高速ネットワークが全面復旧(7/20 9:00)
- ・東西の大動脈である山陽道の通行止めは全て解除(7/14 6:00)  
 <中国地方の通行止め延長 最大 847km → 現在(7/20 9:00) 13km>
  - ※E2 山陽道 広島IC～河内IC:7/14 6:00 通行止め解除
  - E31 広島呉道路 仁保IC～坂北IC:7/13 18:00 通行止め解除
  - E54 尾道自動車道 甲奴IC～吉舎IC:7/20 9:00 通行止め解除 等
- ・本州と九州を連絡する交通軸を上下線あわせて断面8車線に全面復旧
  - ※E3 九州道 門司IC～小倉東IC:7/17 15:00 上り線 通行止め解除
  - E3 九州道 門司IC～小倉東IC:7/11 11:30 下り線 通行止め解除
  - 北九州高速道路4号線:7/10 17:00 通行止め解除 等
- ・被災による通行止めは、現時点で2路線2区間
  - ※E10 東九州自動車道(椎田南IC～豊前IC)、E31 広島呉道路(坂北IC～呉IC)

## ■鉄道

### 【復旧状況・見込み】

- ・2事業者3路線の全線及び一部区間において運行再開(7/20)
  - ※JR西日本:山陰線(全線)、福塩線(福山～神辺間)/平成筑豊鉄道:門司港レトロ観光線(全線)
- ・5事業者10路線の一部区間において1ヶ月以内に運行再開を予定
  - ※JR東海:高山線(一部区間)/JR西日本:山陽線(一部区間)、芸備線(一部区間)、福塩線(一部区間)、伯備線(一部区間)、呉線(一部区間)、津山線(一部区間)/JR四国:予讃線(一部区間)/長良川鉄道:越美南線(一部区間)/錦川鉄道:錦川清流線(一部区間)

### 【運転休止】

- ・中国・四国地方を中心に、10事業者19路線で運転休止
  - ※最大時32事業者115路線で運転休止(7/7 5:00)
  - ※JR東海:高山線/JR西日本:姫新線、山陽線、芸備線、因美線、木次線、福塩線、伯備線、呉線、

津山線、岩徳線/JR 四国：予讃線、予土線/JR 九州：筑豊線/長良川鉄道：越美南線/WILLER TRAINS：宮津線/井原鉄道：井原線/錦川鉄道：錦川清流線/平成筑豊鉄道：田川線/JR 貨物：山陽線、伯備線、予讃線

## 4. 主なインフラの復旧状況・二次災害防止

### (1) 河川

#### ■国管理河川

- ・浸水被害：21 水系 40 河川、施設等被害：34 水系 53 河川
- ・国管理河川の被災箇所 145 箇所について、大規模な被災を受けた全 10 箇所、その他の被災 135 箇所のうち 119 箇所で対策完了
- ・岡山県倉敷市真備町<sup>まびちよう たかはしがわ</sup>：高梁川水系小田川及び複数の支川の決壊、右岸の越水により、浸水面積約 1,200ha、約 4,100 戸の家屋浸水。7/8 から排水作業を実施し、宅地及び生活道路については概ね浸水解消(7/11)。堤防決壊箇所 2 カ所の緊急復旧を完了(7/21)  
 ※小田川支川の県管理河川の堤防決壊箇所の盛土等による仮復旧を完了(7/16)。
- ・野村ダム<sup>かのがわ</sup>・鹿野川ダムについて、これまでに経験のない異常な豪雨であったことを踏まえ、より有効な情報提供等のあり方の検証等を実施(7/19～)

#### ■道府県管理河川

- ・浸水被害：68 水系 222 河川、施設等被害：109 水系 366 河川
- ・岡山県岡山市：旭川水系砂川において堤防が決壊し、多数の家屋等浸水(7/7)。決壊箇所の盛土による仮復旧を完了(7/16)
- ・岡山県倉敷市真備町<sup>すえまさ たかま まだに</sup>：高梁川水系小田川支川の末政川、高馬川、真谷川の堤防決壊箇所 6 箇所の盛土等による仮復旧を完了(7/16)

### (2) 土砂災害

- ・1 道 2 府 28 県で 1,288 件の土砂災害が発生  
 ※土石流等 347 件、地すべり 45 件、がけ崩れ 836 件
- ・国総研・土研の土砂災害専門家(TEC-FORCE 高度技術調査班)による調査及び二次災害防止等のための技術的助言を実施(7/10～)  
 ※広島県内 2 名(7/10～)、愛媛県内 2 名(7/11～)：土砂崩れ等の発生源調査や二次災害防止のための技術的助言  
 ※京都府福知山市に 1 名(7/10)：天然ダムの危険性調査、応急対策等の技術的助言
- ・土石流が集中的に発生した地域等の自治体に対して、今後の警戒避難について説明を実施(7/14, 15, 17)
- ・二次災害防止のため太田川水系榎川に監視カメラ等を設置(7/12～)
- ・土砂災害の発生状況調査を TEC-FORCE が広島県、岡山県、愛媛県で実施中(7/8～)

### (3) 交通(3.(2)記載分以外)

#### ■道路(高速道路を除く)

## ○直轄国道

- ・被災による通行止め：なし
- ・広島市～呉市間のアクセスが確保
  - ※一般国道 3 1 号(広島市～呉市)：7/11 23:00 通行止め解除 等
- ・広島県内の国道 2 号の通行止め規制は全て解消になり、国道 2 号の東西ネットワークが復旧
  - ※一般国道 2 号(広島市安芸区) 2 区間：7/21 8:00 通行止め解除
  - 一般国道 2 号(東広島市八本松町飯田)：7/21 18:00 通行止め解除 等

## ○地方公社

- ・被災による通行止め：なし

## ○補助国道

- ・被災による通行止め：24 路線 32 区間

## ○都道府県・政令市道

- ・被災による通行止め：429 区間

## ■港湾

- ・32 港で被害を確認
  - ※国際戦略港湾(神戸港)、国際拠点港湾(四日市港、和歌山下津港、北九州港、水島港)、重要港湾(東播磨港、鳥取港、岡山港、呉港、今治港、高知港、唐津港、伊万里港、厳原港、郷ノ浦港、福江港)、兵庫県の 1 地方港湾、広島県の 1 地方港湾、愛媛県の 4 地方港湾、長崎県の 8 地方港湾、熊本県の 2 地方港湾
  - ※四日市港、鳥取港、水島港、岡山港、高知港等は復旧済
  - ※東播磨港、呉港、今治港、唐津港等は復旧中
- ・呉港港湾管理者である呉市からの要請により、港湾法 55 条の 3 の 3 に基づく国土交通大臣による呉港の港湾施設の一部を管理(7/16～)
- ・海洋環境整備船等による漂流物の回収
  - ※漂流物回収(中部地整 1 隻、近畿地整 3 隻、中国地整 1 隻、四国地整 3 隻、九州地整 3 隻)

## (4) その他

- ・下水道：下水道処理場やポンプ場 19 箇所で浸水によりポンプ機能停止。  
全箇所で応急復旧済  
道路陥没、土砂流入等による管路破損・閉塞 63 箇所。このうち 53 箇所で応急復旧済み等

## 5. 被災自治体等の支援

### (1) TEC-FORCE (テックフォース)

- TEC-FORCE 総派遣数：のべ 7,408 人派遣(7/3～)、7/22 は 320 人で活動
- ・河川、道路、土砂災害危険箇所等の被災状況調査、土砂災害の高度技術調査

(調査、技術的助言等)や緊急排水：のべ 6,340 人派遣 (7/3~)

※7/22 は岡山県倉敷市、広島県東広島市、呉市、愛媛県宇和島市等に 272 人派遣

- ・ 激甚災害の迅速な指定に向け、21 班 83 人を追加派遣、被害状況調査を加速化 (7/12, 13)
- ・ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策用資機材：のべ 1,900 台派遣 (7/3~)  
※7/22 は岡山県倉敷市等へ排水ポンプ車 24 台、照明車 14 台、散水車 23 台、路面清掃車 7 台、側溝清掃車 3 台、遠隔操縦式バックホウ 1 台等計 84 台を派遣
- ・ リエゾン：のべ 809 人派遣 (7/3~)  
※7/22 は岡山県、倉敷市、広島県、広島市、愛媛県、宇和島市等に 37 人派遣
- ・ JETT(気象庁防災対応支援チーム)：のべ 259 人派遣 (7/4~)  
※7/22 は岡山県、倉敷市、広島県、広島市、呉市ほかへ 11 人派遣
- ・ 6 地方整備局の防災ヘリによる上空からの被災状況調査のべ 35 日飛行 (7/6~)

## (2) 専門家等の派遣

- ・ 本省災害査定官等をのべ 46 人派遣し、災害緊急調査を実施 (7/10~)  
※岡山県、広島県、愛媛県、福岡県内の河川、道路等に 7 人派遣し、被災した公共土木施設に対する応急措置、復旧工法等の技術的助言・指導を実施 (7/10~13)  
※岡山県管理の末政川、高馬川、真谷川(倉敷市真備町内)に引き続き 1 人派遣 (7/14~)  
※広島県に応急対策の技術的支援に 1 人派遣 (7/18~)
- ・ 河川・土砂・道路被害状況調査にかかる高度技術指導のため、国土技術政策総合研究所・土木研究所・寒地土木研究所の専門家をのべ 57 人派遣 (7/8~)  
※河川：岡山県倉敷市他に国総研・土研からのべ 8 人派遣 (7/8：各 2 人, 7/10~11：各 1 人)  
※土砂：北海道小平町、せたな町に寒地土研からのべ 2 人派遣 (7/3~5：1 人)  
広島県坂町他に国総研からのべ 12 人派遣 (7/12~15：3 人)  
広島県広島市他に国総研からのべ 5 人派遣 (7/15~16：2 人, 7/17：1 人)  
広島県呉市に国総研からのべ 4 人派遣 (7/18~19：2 人)  
広島県広島市他に国総研・土研からのべ 10 人派遣 (7/19~20：国総研 1 人、土研 2 人、7/21~：各 1 人)  
※道路：北海道遠軽町に寒地土研からのべ 6 人派遣 (7/13~14：3 人)  
NEXCO 西日本(広島呉道路)に土研からのべ 2 人派遣 (7/12~13：1 人)  
広島県三次市他に国総研・土研からのべ 3 人派遣 (7/14：国総研 1 人、土研 2 人)  
高知県大豊町に国総研・土研からのべ 5 人派遣 (7/20：国総研 3 人、土研 2 人)
- ・ 海上保安庁によるリエゾンのべ 146 人派遣 (広島県等) (7/6~)

## (3) その他

- ・ 「広島市・呉市周辺通れるマップ」を公表 (7/10~) [再掲]
- ・ 国土地理院による、要望に応じた地図の提供 (7/6~)、空中写真の緊急撮影・提供・公開 (7/9~)。罹災証明書の発行に活用してもらうために、被災自治体向けに被災前及び被災後の空中写真を提供 (7/16~)
- ・ 広島県庁を訪問し、提供済みである高解像度(地上解像度 20cm)の航空写真を使用すれば、災害査定書類に十分使える旨確認した。(7/20)
- ・ 一般社団法人日本建設機械レンタル協会、建設機械メーカーの協力を得て、小型の油圧ショベルを派遣 (7/13~) [再掲]  
※広島県内 6 台、岡山県内 10 台、愛媛県内 26 台、高知県内 10 台計 52 台を派遣

### I. 避難所の確保

- ①一次避難所
  - ・学校、公民館などの公的施設
  - 【209ヶ所4,570人】  
(7月20日20:00現在)
- ②二次避難所
  - (1) 宿泊施設
    - 【1,023名受入可能  
(うち114名入所済)】  
(7月20日18:00現在)
  - (2) 船舶
    - ・入浴サービス
      - 防衛省が契約している民間船舶で実施中
      - 国土交通省(地方整備局、(独)海技教育機構)の船舶で実施



自宅の損傷が軽微な場合は、地域のライフラインの復旧後、帰宅

### II. 応急的な住まいの確保

- ①公営住宅等の空室提供
  - 岡山県、広島県、愛媛県の計：1,847戸(うち入居決定177戸)
    - ・公営住宅等 1,471戸
    - ・UR賃貸住宅 8戸
    - ・国家公務員宿舎等 368戸
  - 災害救助法適用11府県の計：8,712戸(うち入居決定282戸)  
(岡山・広島・愛媛を含む)
    - ・公営住宅等 4,479戸
    - ・UR賃貸住宅 2,584戸
    - ・国家公務員宿舎等 1,649戸
  - 全国39都道府県(上記を含む)の計：23,607戸(入居決定302戸)
    - ※うち、中部以西の27府県では19,777戸を提供
- ②民間賃貸住宅の空室提供
  - 岡山県、広島県、愛媛県の計 : 47,665戸
  - 災害救助法適用11府県(岡山・広島・愛媛を含む)の計：131,244戸  
(全国賃貸住宅経営者協会連合会調べ)

Ⅲ. 恒久的な住まいの確保

- ・自力での再建・補修等を支援
- 被災者生活再建支援金制度
- 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度
  - ・コールセンターにおいて電話相談を受付

自力での再建等が困難な被災者への公営住宅の整備

災害廃棄物対策の基本方針：現地支援チームを被災地に派遣し、被災自治体のニーズに即してきめ細やかに対応。

## 1. 生活圏内の災害廃棄物の早急な撤去・運搬

- ・全国の市町村と民間事業者から収集運搬車両を派遣
- ・片付けごみ等を被災地域から撤去・搬出。ボランティアとも連携
- ・がれきの撤去等については防衛省とも協力
- ・**災害廃棄物撤去費用の償還についての事務連絡を発出**

## 2. 仮置場における分別・保管

- ・災害廃棄物を分別・保管するための一次仮置場を設置
- ・災害廃棄物を破碎・選別するための二次仮置場を設置

## 3. 災害廃棄物の処理

- ・被災地域の焼却施設の内、1施設が稼働停止中
- ・被災した焼却施設については早期復旧に向けて作業
- ・被災した焼却施設周辺の自治体における受入れや、広域処理

## 災害廃棄物処理の進捗状況(環境省による調整・対応状況等)

### ◎岡山県

#### 1. 災害廃棄物の早急な撤去・運搬

- 【倉敷市】
- ・防衛省と連携しがれき撤去(7/12～)。作業加速化のための体制強化(7/17～)
  - ・ごみ収集車を大阪市(12台を7/13～)、赤磐市(5台を7/13～)、高松市(2台を7/15～)、京都市(3台を7/17～)が派遣
  - ・民間事業者に支援を要請し、15台を7/18から派遣(追加派遣調整中)
  - ・環境省職員(審議官級)を派遣(7/17～)
- 【総社市】
- ・ごみ収集車を神戸市(9台を7/14～)が派遣

#### 2. 仮置場における分別・保管

- 【岡山市等】
- ・一次仮置場を環境省現地支援チームが巡回し、運営を支援(7/9～)
- 【倉敷市】
- ・防衛省と連携して撤去したがれきを、一次・二次仮置場に搬入中
  - ・二次仮置場(10ha)における、破碎・選別の開始に向けて準備中

#### 3. 災害廃棄物の処理

- 【高梁市・吉備中央町】
- ・焼却施設が停止し、県内周辺自治体にて広域処理中
- 【高梁市等】
- ・災害廃棄物をD.Waste-Netの民間事業者で処理(7/17～)

#### 【県庁】

- ・中国ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、鳥取県に連絡員の派遣を要請(7/20)し、7/24から派遣予定

### ◎広島県

#### 1. 災害廃棄物の早急な撤去・運搬

- ・全体統括機能強化のため、環境省職員(課長級)を追加派遣(1名体制:7/18～、2名体制:7/19～)
- 【呉市】
- ・防衛省と連携しがれき撤去(7/17～)
  - ・ごみ収集車を川崎市が派遣する方向で調整中
- 【広島市、東広島市】
- ・県内の民間事業者に支援を要請し、ごみ収集車を確保済
- 【坂町】
- ・ごみ収集車を名古屋市(4台を7/19～)が派遣
- 【呉市、坂町】
- ・環境省職員を派遣(7/18～)

#### 2. 仮置場における分別・保管

- 【広島市等】
- ・一次仮置場を環境省現地支援チームが巡回し、運営を支援(7/10～)

#### 3. 災害廃棄物処理

- 【三原市】
- ・満杯になった一次仮置場の災害廃棄物をD.Waste-Netの民間事業者で処理を開始(7/21～)
- 【県庁】
- ・中国ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、島根県に連絡員の派遣を要請(7/20)

### ◎愛媛県

#### 1. 災害廃棄物の早急な撤去・運搬

- 【大洲市】
- ・ごみ収集車を大分市(4台を7/15～)が派遣
  - ・ごみ収集車を熊本市(3台を7/15～)が派遣
  - ・支援体制強化のため、熊本市が職員(部長級)を派遣(7/18～)
- 【宇和島市】
- ・環境省職員(室長級)を派遣(7/19～)

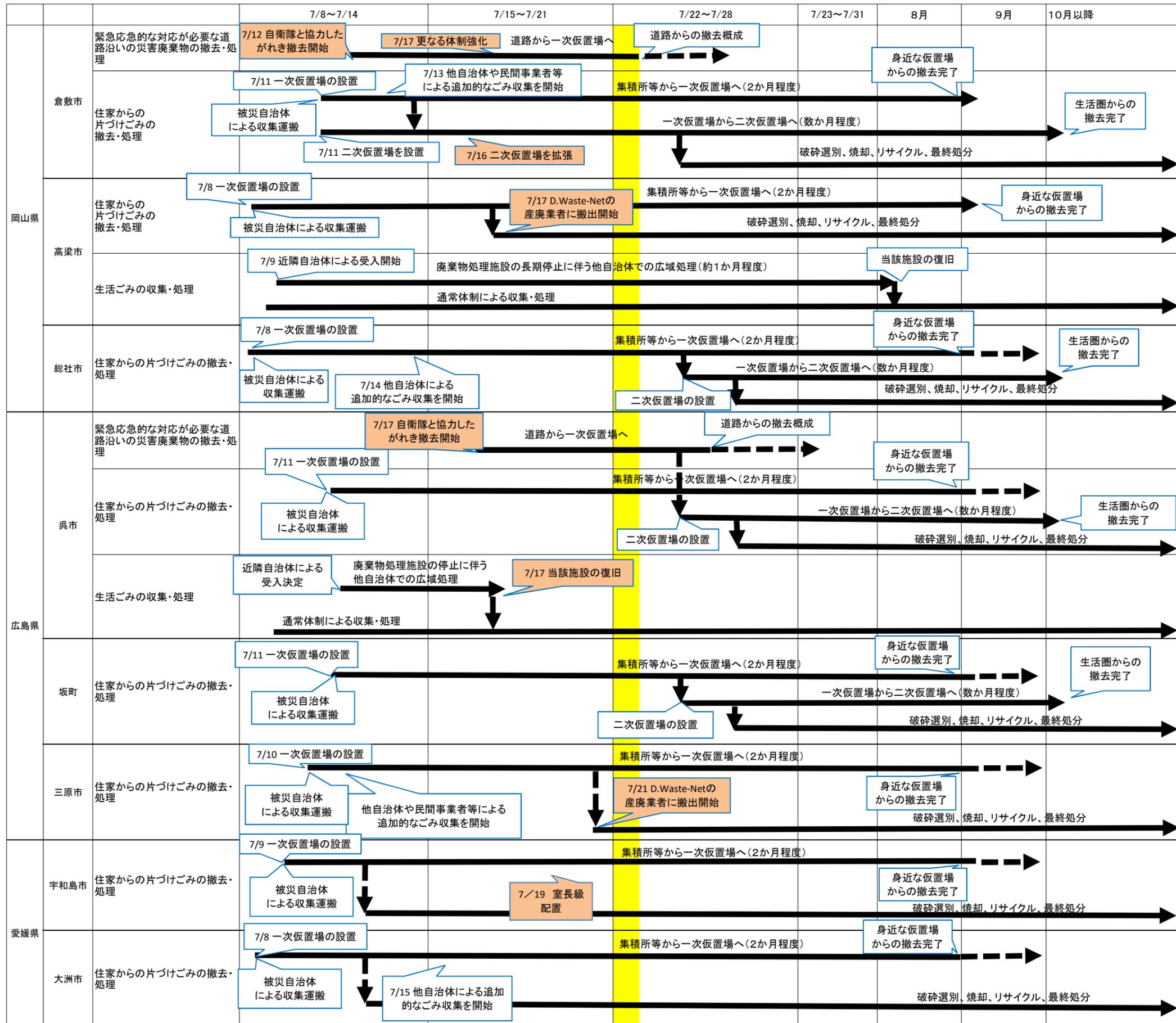
#### 2. 仮置場における分別・保管

- 【宇和島市等】
- ・一次仮置場を環境省現地支援チームが巡回し、運営を支援(7/10～)

#### 3. 災害廃棄物の処理

- 【宇和島市、大洲市、西予市】
- ・災害廃棄物を民間事業者で処理
- 【宇和島市等】
- ・四国ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、高知県に連絡員の派遣を要請。(7/20)

過去の災害廃棄物処理完了までの期間  
 常総市水害:約1年  
 熊本地震、広島土砂災害:約2年  
 阪神淡路大震災、東日本大震災:約3年



- **自衛隊の体制強化後、急速に撤去作業が進捗**している状況。
- A(国道486号線の一部及び道路予定地)については、残り700m(7月16日から900m進捗)、B(国道486号線の一部)については、残り200m(7月16日から200m進捗)。
- 引き続き、自衛隊と連携してがれき等の撤去を実施。

## ① 国道486号線の撤去状況

7月16日時点



7月21日時点

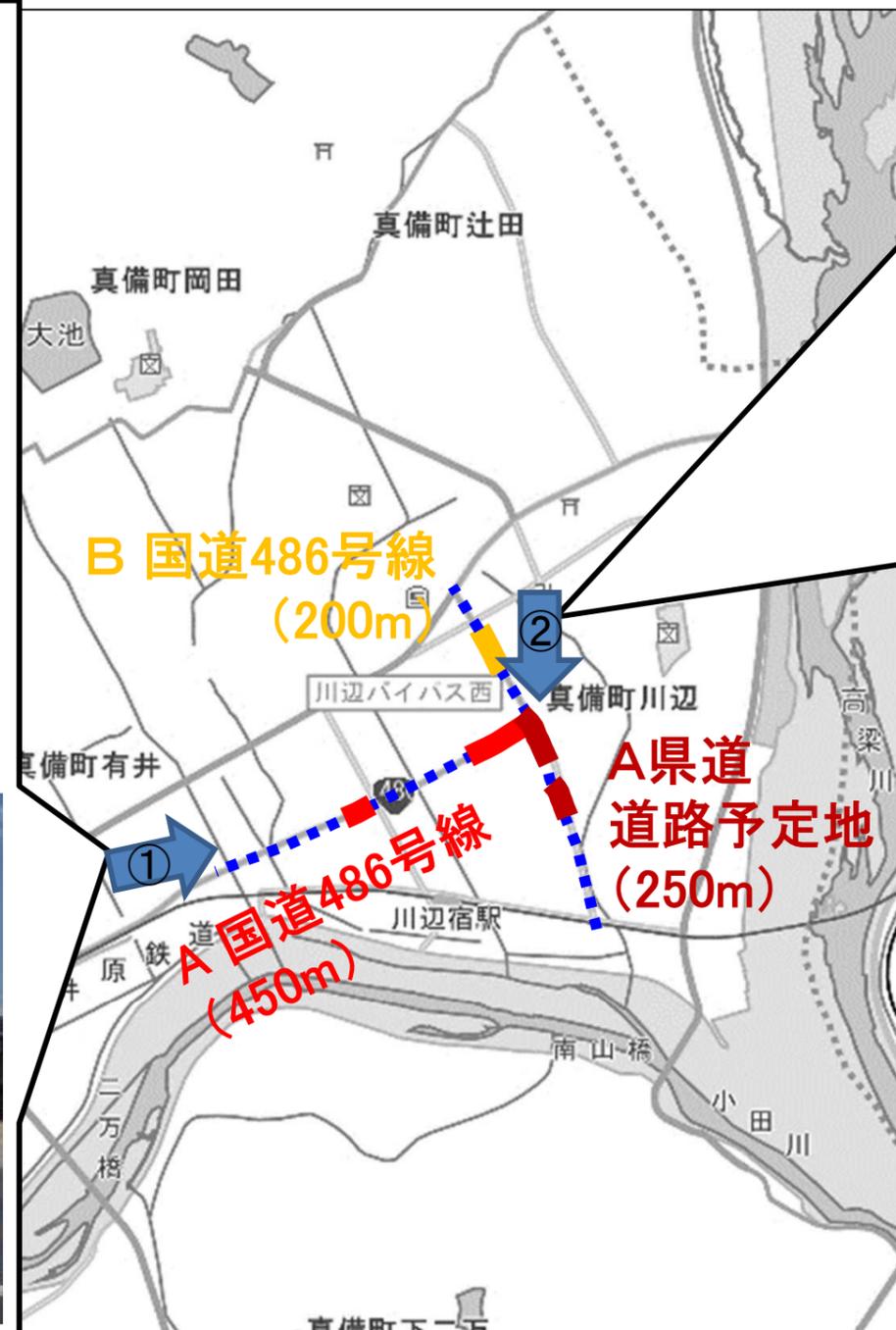


## ② 国道486号線の撤去状況

7月16日時点



7月21日時点



# (参考) 倉敷市内の災害廃棄物仮置場及びごみ焼却施設



## ○一次仮置場

No,	名称	面積	搬入率
①	吉備路クリーンセンター	約1.5ha	約70%
②	マービーふれあいセンター	約0.7ha	約70%
③	呉妹小学校	約0.8ha	約80%
④	真備東中学校	約1.5ha	約100%
⑤	真備中学校	約0.8ha	約80%
⑥	真備綾南高等学校	約0.7ha	約60%

## ○二次仮置場

No,	名称	面積	搬入率
⑦	西部ふれあい広場	約1.5ha	約40%
⑧	真菰谷最終処分場	約1ha	(未搬入)
⑨	旧海枝大学校児島分校	約1ha	(未搬入)
⑩	岡山県環境保全事業団水島処分場	約1ha	搬入準備完了
⑪	玉島E地区フラワーフィールド	約2ha	(未搬入)
⑫	増原公園	約0.7ha	7/19開設

## ○ごみ焼却施設

No,	名称	処理能力
⑬	水島清掃工場	300トン/日

平成30年7月22日  
金融庁

平成30年7月豪雨に関する対応等について（7月20日18:00現在）

## 1. 金融機関の被災状況（7月20日9:00現在）

- ・ 大雨による浸水等のため、4金融機関5店舗が臨時休業。
- ・ 大雨による浸水等のため、郵便局35局が臨時休業。
- ・ 14金融機関35箇所のATMが利用不可。

## 2. 金融庁の主な対応

### (1) 平成30年7月豪雨にかかる災害を踏まえた金融の円滑化等（7月16日）

「平成30年7月豪雨にかかる災害に対する金融上の措置について」（既要請）の周知徹底に加え、本部指揮の下、各営業店で、被災者の要請内容を踏まえ、被災者の状況に応じてきめ細かく弾力的・迅速な対応を行うよう要請（別紙のとおり）。

- ・ 引き続き、被災個人・事業者の状況や応急資金の需要等を勘案して、既存の融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更や、融資手続きの簡便化・迅速化、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用にかかる相談に応じること等、顧客の便宜を考慮した適時的確な措置の実施を徹底。
- ・ 金融庁は、職員を現地に派遣し、中小企業庁等と連携しながら、現地金融機関や被災事業者等から被害状況やニーズを把握。その上で、事業者の既存融資や必要資金の提供に関する問題等への対応について、関係機関と協議するとともに、住宅ローン等については、ガイドラインの活用に関して、関係機関と協議し、被災者にとって必要な政策対応を策定・実施。金融機関においては、こうした取組みに協力すること。
- ・ 来店が困難な被災個人・事業者もいることなどの状況を踏まえ、当局からの要請内容やこれに関連する各金融機関の対応方針等について、可能な限り顧客に広く周知するよう努めるとともに、金融機関が訪問して、被災個人・事業者に対して親身かつ積極的に相談、アドバイスを行うこと。

### (2) 金融庁職員の被災地への派遣（7月19日～）

広島県・岡山県・愛媛県に金融庁職員を派遣し、現地金融機関や被災事業者等から被害状況やニーズを把握。

### (3) 金融上の措置要請（7月6日～）

- 災害救助法の適用を決定したことを受け、適用地域の所轄財務局において、日銀との連名で11府県内の金融機関等に対して、「平成30年7月豪雨にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出。

※ 6日：高知県、7日：鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県  
8日：岐阜県、12日：福岡県、島根県、13日：山口県

#### ➤ 要請事項（一部のみ記載）

##### 【金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）】

- ・預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- ・届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- ・事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。
- ・今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- ・既存の融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害を受けている顧客の便宜を考慮した適時適切な措置を講ずること。
- ・「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じること。
- ・損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。

##### 【生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者】

- ・生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- ・生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

### (4) 金融庁相談ダイヤル（フリーダイヤル）を設置（7月13日～）

被災者の方からの金融機関や取引に対する照会、ご相談を受け付ける「平成30年7月豪雨金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置。

### (5) 金融庁ウェブページに特設サイト（7月13日～）

金融庁ウェブページに「平成30年7月豪雨関連情報」特設サイトを設け、被災者の方に向けた金融に関する情報を掲載（相談ダイヤル、休日相談窓口等の掲載）。

### (6) 被災地の金融機関の対応状況の把握

被災地の金融機関の対応状況（顧客の相談対応、休日対応、被災者への支援策、取引先の被害状況把握等）について、直接又は財務局を通じ、随時情報収集。

- (7) 貸金業法施行規則を改正し、以下の例外措置を実施（7月13日公布・施行）
- ① 総量規制の例外となる緊急貸付の借入期間の延長等
  - ② 個人事業主が総量規制の例外として借りる場合の事業計画書等の提出不要化
  - ③ 配偶者の年収に基づき借りる際に必要な住民票等の提出期間の延長
  - ④ リボルビング貸付が一定額に達した際の年収証明書等の提出期間の延長
- (8) 犯収法施行規則を改正し、以下の例外措置を実施（7月13日公布・施行）
- ① 義援金の現金振込みについて、本来10万円超で必要となる本人確認を200万円以下は不要
  - ② 被災者が口座開設をする場合、本人確認書類がなくとも本人の申告のみで可
- (9) 平成30年7月豪雨に関連する有価証券報告書等の提出期限の延長
- ① 平成30年7月豪雨の影響により、金融商品取引法に基づく開示書類（有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書）について、期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限の延長を認める。
  - ② 「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布・施行（7月14日）され、有価証券報告書等を期限までに提出できなかった場合でも、9月28日までに提出すれば行政上及び刑事上の責任を問われないこととなった。  
なお、9月28日までに提出できない場合には、①のとおり、各財務（支）局長による個別企業ごとの延長承認で対応。

### 3. 金融機関等の主な対応

- (1) 被災地の金融機関において、預金の払戻時の柔軟な取扱いや顧客企業への融資の返済猶予、今回の豪雨対応のための特別融資等の被災者への支援策を実施しているほか、被災者の方からの相談対応として、休日対応を含む相談窓口等を設置。
- (2) 被災地の取引先や顧客の方々を訪問してお見舞いや被害状況の把握中。
- (3) 生命保険協会・日本損害保険協会において、保険料の払込猶予（最長6ヶ月）、必要書類の一部省略による保険金の簡易迅速な支払いを決定。

（以上）

金監第2182号  
平成30年7月16日

一般社団法人 全国銀行協会会長 殿  
一般社団法人 全国地方銀行協会会長 殿  
一般社団法人 第二地方銀行協会会長 殿  
一般社団法人 信託協会会長 殿  
一般社団法人 全国信用金庫協会会長 殿  
一般社団法人 全国信用組合中央協会会長 殿  
農林中央金庫代表理事理事長 殿  
一般社団法人 全国労働金庫協会理事長 殿  
株式会社ゆうちょ銀行代表執行役社長 殿

金融庁監督局長 遠藤 俊英

平成30年7月豪雨にかかる災害を踏まえた金融の円滑化等について

平成30年7月豪雨により、極めて広範囲にわたって中小企業・小規模事業者  
に大きな被害がもたらされているところである。

平成30年7月6日以降、災害救助法の適用があった地域の金融機関に対して、  
「平成30年7月豪雨にかかる災害に対する金融上の措置について」(注)を要  
請したところであるが、当該要請の内容について、改めて貴協会傘下の上記地  
域に営業店を有する金融機関への周知徹底を図るとともに、本部の指揮の下、  
本支店間の連携を密にし、必要に応じ他の金融機関や関係機関等とも連携をと  
り、各営業店において、被災者の方々の要請内容を踏まえ、被災者の状況に応  
じてきめ細かく弾力的・迅速な対応に努められたい。

(注)「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨にかかる災害に対する金融上の措置に  
ついて」を含む。

各金融機関におかれては、7月14日から16日までの3連休においても、被  
災に遭われた個人や事業者がアクセスできる電話相談窓口等の対応(金融庁の  
ウェブサイトでも公表)が行われたところであるが、引き続き、被災に遭われ  
た個人や事業者の状況や応急資金の需要等を勘案して、既存の融資にかかる返  
済猶予等の貸付条件の変更や、融資手続きの簡便化・迅速化、「自然災害による  
被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用にかかる相談に応じること等、  
災害を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置の実施を徹底するよう  
努められたい。

金融庁においては、金融庁の職員を現地に派遣し、中小企業庁等と連携しながら、被災個人・事業者や現地金融機関から被害状況やニーズを把握することとする。その上で、事業者の既存融資や必要資金の提供に関する問題等への対応について、金融機関はもちろん REVIC を含む関係機関と協議するとともに、個人住宅ローン等については、今後、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用が重要となるため、金融機関や日弁連を含む関係機関と協議し（注）、被災者にとって必要な政策対応を策定・実施していく。各金融機関におかれてはこうした取組みにご協力願いたい。

（注）今般の災害で住宅ローンなどの返済が困難な被災者においては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用により、取引先の金融機関に住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができる。金融庁は、金融機関に対して、関係機関と連携しながら、同ガイドラインの周知や相談に応じることを要請している。同ガイドラインの活用スキームにおいては、現地の弁護士会が選定した弁護士が債務整理の支援を行うこととなっている。

また、来店が困難な被災個人・事業者もいることなどの状況を踏まえて、当局からの要請内容やこれに関連する各金融機関の対応方針等について、可能な限り顧客に広く周知するよう努めるとともに、金融機関が訪問して、被災個人・事業者に対して親身かつ積極的に相談、アドバイスを行うよう努められたい。

以上

## 平成30年7月豪雨に関する消費生活相談

平成30年7月22日  
消費者庁

&lt;相談受付件数：7月21日現在&gt;

- ・各地の消費生活センター等 [188番等] 137件
- ・(独)国民生活センター「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」  
[0120-7934-48] 50件

&lt;主な相談事例&gt;

## 【住まい】

○賃貸アパートが豪雨で床上浸水した。住めない間の家賃の支払い義務と退去時の原状回復について知りたい。

## 【宅配】

○冷凍調理食品の宅配を受けていたが、商品が解凍されていたので、再配達となった。豪雨の影響で3日後しか再配達されず、身体障害があり不安。

## 【キャンセル料】

○豪雨のため宿泊予約をしていたホテルをキャンセルしたら、キャンセル料を請求された。

## 【勧誘・契約】

- 大雨で文化財の自宅の屋根が壊れたため、電話帳の業者へ依頼しようと見積もりをとり契約したが高額。クーリングオフ可能か。
- 大雨の災害の後、「屋根が壊れてますよ」と男性が訪ねてきた。屋根にあがって直すと言われたが怪しい。同様の相談はないか。

## 【義援金詐欺】

○今回の西日本豪雨関連で、個人の口座に義援金を振り込ませ詐欺をしている人がいる。周知徹底してほしい。

## 【架空請求】

○2週間前くらいに、「消費料金に関する訴訟最終通告のお知らせ」というハガキが届いていた。

～被災地域の方を対象に、国民生活センターが消費生活に関する相談を受け付けます～

平成30年

7月豪雨 消費者トラブル 110番

フリーダイヤル なくそうよ しんばい

0120-7934-48

(通話料無料)

開設日：7月13日(金)～

開設時間：毎日10時～16時(土日祝日含む) ※7月13日は13時～16時の受付となります

対象地域：岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県  
(この地域以外からはつながりません)

188でも受け付けています\*  
(通話料有料)

※050から始まるIP電話からはつながりません。

IP電話の方は03-5793-4110におかけください。(通話料はご負担ください)



相談例

- ・アパートが水浸しになり住めない状態だが、そのまま家賃を払わなければいけないのか。
- ・市役所を名乗り、義援金を集めると訪問してきた者がいる。信用できるか。
- ・壊れた家屋の修理工事を「火災保険の保険金で行う」と業者に言われたが、信用してよいのか。

消費者庁 消費者ホットライン  
188キャラクター イヤヤン



\*お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。



独立行政法人  
国民生活センター

災害等の消費者トラブルで困ったら

消費者ホットライン 188

(局番なし、通話料有料)

～地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します～

※岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県については、

なくそうよ しんばい

(独)国民生活センターが開設している0120-7934-48(通話料無料)も利用可能です。

相談受付時間：10時～16時<土日祝日含む>

※相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。

※郵便番号等 [注1] を入力いただくことで、お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内いたします。

[注1] 電話の市外局番ではありません。誤った地域につながりますのでご注意ください。



相談例

- ・アパートが水浸しになり住めない状態だが、そのまま家賃を払わなければいけないのか。
- ・市役所を名乗り、義援金を集めると訪問してきた者がいる。信用できるか。
- ・壊れた家屋の修理工事を「火災保険の保険金で行う」と業者に言われたが、信用してよいのか。

消費者ホットライン188  
キャラクターイヤヤン



消費者庁

# 宅地内にあるガレキ混じりの土砂の排出に係る支援制度

	障害物の除去 (災害救助法)	災害廃棄物処理事業 (廃掃法に基づく国庫補助)	堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助) ※対象は土砂のみ
宅地からの除去	△ (日常生活上欠くことのできない場所のみ)	△ (市町村※が行う場合)	△ (土砂の放置が公益上重大な支障となる場合)
集積場への運搬	○	○	△ (土砂の放置が公益上重大な支障となる場合)
処分場への運搬	○	○	○
実施主体	都道府県 (事務委任を受けた場合は市町村)	市町村	市町村

※市町村が事業を行う前に、所有者等が事業者へ依頼し、宅地からの撤去を行った場合の手続きについては、環境省にお問い合わせ願います。